

令和5年第4回（6月）筑紫野市議会定例会  
第3回予算審査常任委員会

○日 時

令和5年6月28日（水）午前9時00分

○場 所

第1委員会室

○出席委員（22名）

委員長	上村和男	副委員長	城健二
委員	田中允	委員	横尾秋洋
委員	辻本美恵子	委員	赤司泰一
委員	高原良視	委員	西村和子
委員	原口政信	委員	白石卓也
委員	宮崎吉弘	委員	山本加奈子
委員	八尋一男	委員	古賀新悟
委員	坂口勝彦	委員	段下季一郎
委員	前田倫宏	委員	檜木孝一
委員	佐々木忠孝	委員	吉村陽一
委員	赤司祥一	委員	春口茜

○欠席委員（0名）

○傍聴議員（0名）

○一般傍聴者（1名）

○出席説明員（33名）

総務部長	嵯峨栄二	財政課長	高木伸泰
財政担当係長	尾形基貴	財政担当主任	原田裕介
健康福祉部長	嘉村千穂	健康推進課長	毛利早希
健康推進課長補佐	山田真理子	健康企画担当係長	吉田聡子
子育て支援課長	岡嶋桐子	子育て支援担当係長	佐藤武朗
母子児童担当係長	森田薫	保育児童課長	坂田浩章
保育児童担当係長	中村義弘	生活福祉課長	虫明しのぶ

地域福祉担当係長 山 崎 健太郎  
保護1担当係長 菅 本 貴 之  
高齢者支援課長 古 田 浩 明  
指定指導担当係長 平 嶋 亮  
教育政策課長 轟 治 峰  
学校教育課長 高 木 美智子  
教育指導担当係長 山 下 勝  
共同調理場担当係長 田 中 宏一郎  
文化・スポーツ振興課長 松 木 勉  
スポーツ振興担当係長 萩 尾 浩 三

保護課長 中 島 友 子  
保護2担当係長 小 山 誠 二  
高齢者支援課長補佐 真 鍋 美香子  
教育部長 長 澤 龍 彦  
庶務担当係長 山 内 徳 章  
学校教育担当係長 鶴 澤 宏  
学校給食課長 吉 開 和 子  
生涯学習・青少年担当係長 野美山 毅 士  
文化振興・図書館担当係長 前 田 大 輔

○出席事務局職員（3名）

局 長 荒 金 達  
主 事 井 形 光 介

課 長 大久保 泰 輔

開会 午前9時00分

---

○委員長（上村和男君） おはようございます。ただいまから第3回予算審査常任委員会を開会いたします。

本常任委員会に一般市民の方1名から傍聴の申出がっております。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） 御異議なしと認めます。よって、傍聴の申出を許可することに決しました。

しばらく休憩をいたします。

---

休憩 午前9時00分

再開 午前9時00分

---

○委員長（上村和男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、前回に引き続き、集中審査に入りたいと思いますが、審査に入ります前に、新しく執行部から説明の方々がおいでいただいておりますので、御苦労さまです。執行部から自己紹介をお願いいたします。部長、ついでに一言御挨拶いただければと思います。

部長。

○健康福祉部長（嘉村千穂君） 皆様、おはようございます。健康福祉部長の嘉村でございます。

令和5年度一般会計予算審査集中審査事項について、健康福祉部においては6課22項目について御説明をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

まずは健康推進課からの職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○健康推進課長（毛利早希君） 健康推進課長の毛利と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○健康推進課長補佐（山田真理子君） 健康推進課長補佐兼健康推進担当係長の山田と申します。よろしく願いいたします。

○健康企画担当係長（吉田聡子君） おはようございます。健康企画担当係長の吉田と申します。よろしく願いいたします。

○健康福祉部長（嘉村千穂君） よろしくお願ひいたします。

○委員長（上村和男君） それでは、審査に入りたいと思いますが、審査資料の事項の75ページから、1項目ずつ、御説明をいただきたいと思ひます。

課長。

○健康推進課長（毛利早希君） それでは、予算審査資料75ページについて説明をさせていただきます。資料要求事項は、筑紫地区救急医療対策事業、各市の分担ルールということになっております。

まず、事業予算額については2,075万7,000円。内訳は、筑紫地区休日急患及び夜間診療運営協議会負担金といたしまして27万1,000円、病院群輪番制運営事業補助金といたしまして2,048万6,000円を計上しております。

事業の目的でございます。筑紫地区5市と筑紫医師会に所属する病院等が一体となり、休日及び夜間における住民の救急医療体制確保を目的とし、実施するものでございます。

事業の内容でございます。

まず、休日急患診療運営協議会負担金、こちらは、本事業の実施に伴い、医療従事者に事故があった場合、または医療事故が生じた場合の補償を行うための保険に係る保険料を筑紫地区5市で均等に負担するものでございます。

次に、病院群輪番制運営事業補助金でございます。内訳としまして、救急医療対策事業と小児救急医療事業の二つの事業に分かれております。救急医療対策事業では、在宅当番医制と病院群輪番制を実施いたします。在宅当番医制は、休日の昼間に地域の病院や診療所を開けていただき、比較的軽症の救急患者を受け入れるもので、診療科目として、内科、外科、産婦人科がござひます。病院群輪番制は、休日と平日の夜間に対応できる二次救急病院が当番制で救急患者を受け入れて診療を行うもので、内科と外科がござひます。また、小児救急医療事業としまして、休日や夜間等、福岡大学筑紫病院と福岡徳洲会病院に、曜日ごとに分担して救急診療を担っていただいております。

各市の分担ルールにつきましては、毎年度、前年の9月30日時点の人口割合により負担額を決定しております。本市の人口割合は23.96%となっており、これを基に令和5年度の補助金の負担額を算定しております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） それでは質疑に入ります。質疑のある方は、挙手の上、許可を受けて発言を願ひます。

白石委員。

○委員（白石卓也君） 本当に命を守る事業として大変な事業だなと思いますけれども、いわゆる筑紫郡5市の中で、特に小児救急医療は福大筑紫と徳洲会ということで、二つの病院が担っているということなんですけど、一般の救急医療についてもですが、今のその現状というか、どういう状況、御説明いただいたんですけども、課題とか問題点とかいうものが、この5市の中で何か共通したものがあれば教えていただきたいと思います。

○委員長（上村和男君） よろしいですか、課長。

課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 課題、問題点といたしましては、国の発表等にも出ておりますけれども、救急出動件数、搬送人員などが増加傾向にあるといったところ、それから、また、安易な救急搬送要請などもあっているというところが挙げられるのではないかと考えております。

まず、救急搬送の増加につきましては、本市だけの問題ではございませんので、福岡県筑紫保健所運営協議会において、筑紫地区5市や警察、消防など関係機関で構成する救急医療部会を開催し、筑紫地区における救急医療の円滑な推進のため協議を行ってまいりたいと考えております。

また、安易な救急搬送要請につきましてでございますが、福岡県において、急な病気やけがで医療機関の受診に迷ったときに相談できる電話相談窓口が開設してありますので、まずはこちらに相談をしていただきたいと思いますと考えております。本市のホームページなどにおいても周知をしているところでございます。

○委員長（上村和男君） 白石委員。

○委員（白石卓也君） 確認なんですけども、特に子どもさんの小児救急医療の部分で、5市の中で福大筑紫と徳洲会さんが小児救急医療を交代で担っているということなんですけど、その点については十分なのか、十分という答えがあれなんでしょうけど、特に今、何とかやっつけているのか。それとも、まだまだ、小児科のお医者さんって、だんだんちよっと人数が少なくなっていると報道もされていますけども、そういったことで大丈夫なんでしょうかという心配をしております、どういう状況でしょうか。

○委員長（上村和男君） 毛利課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 確かに小児救急の部分でも対象者の患者さんが増えているということはございますが、今のところはそういったところも対応できているというこ

とで聞いております。

○委員長（上村和男君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） それでは、次の項目に移ります。76ページの項目に移ります。  
毛利課長。

○健康推進課長（毛利早希君） それでは、76ページについて説明をさせていただきます。

資料要求事項としましては、アピアランスケア用品購入助成事業、事業内容となっております。

本事業は、令和5年度に新規に実施する事業でございます。

まず、事業予算額については31万円。内容は、補助金といたしまして、アピアランスケア用品購入助成金を31万円計上しております。なお、本事業は県の補助を受けて実施をするものでございます。併せて歳入予算に県補助金を計上しております。衛生費県補助金として、アピアランスケア推進事業費補助金15万5,000円を計上しております。補助率は2分の1となっております。

事業の目的は、がん患者及びがん経験者のがん治療に伴う心理的負担を軽減し、社会参加を促進し、療養生活の質の向上を図ることとしております。

事業の内容でございます。アピアランスケアとは、治療に伴う外見の変化、脱毛や手術の傷痕などの患者の悩みに対処して支援することを言い、外見の変化に起因する患者の苦痛を軽減するため、医療用ウィッグ等や補整具等の購入費用の一部を助成するものでございます。

補助の対象者は、資料の①から④に掲げる要件を全て満たす方としております。

助成の範囲についてでございます。表に記載してありますとおり、区分を医療用ウィッグ等と補正具等の二つに分けております。医療用ウィッグ等は、脱毛で悩まれる方に向けて作られたかつらや、かつらを装着する前に地毛をまとめるネットなどの用具になります。補正具等は、手術で切除した部分に装着し、体のバランスを整えたり、手術部を守るために装着する下着などの用具になります。

補助額はいずれの区分も対象用具の購入費の2分の1とし、上限額を医療用ウィッグ等は2万円、補正具等は1万円としております。区分ごとにお1人1回までの助成とし、今年度4月1日以降購入分を助成の対象としたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 質疑のある委員は。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 2点お尋ねいたします。

一つは、この対象者の要件が筑紫地区近隣4市と同じかどうかというところと、助成の範囲が、太宰府と大野城は、補助の上限が4万と2万と、それぞれちょっとうちより倍になっていたんですけれども、これは表現が違うのか、内容が違うのか、説明をお願いします。

○委員長（上村和男君） 毛利課長。

○健康推進課長（毛利早希君） まず、補助の要件でございます。補助の要件としましては、所得制限をありとしておりますのが、筑紫野市と春日市、太宰府市。大野城市は所得制限なしということになっております。また、補助の上限額でございますが、大野城市、太宰府市は、筑紫野市の上限額よりも多いということになっております。

○委員長（上村和男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） 春日とうちが一緒なんでしょうね、助成補助額。こちらを選んだ理由をお尋ねします。

○委員長（上村和男君） 毛利課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 本事業は県の補助事業として実施をするということにしておりまして、県補助の基準に従いまして、本市では、上限額と所得制限など対象者の範囲を定めております。そういったところで違いが出てきているのではないかと思います。

○委員長（上村和男君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） 大変いい事業だと思うんですけども、この事業が始まることで、この事業を使う方が増えてくると思うんですね。予算を効果的に執行していくということを考えたときに、この補正具のほうの専用入浴着について、温泉施設とかで入浴を断られるケースが結構あるというのが報道であっているんですね。なので、普及啓発のポスター、入浴着をつけて入っても構いませんよというポスターを掲示している温泉施設が増えているので、そういったことも検討いただければなと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○委員長（上村和男君） ちょっと休みます。想定外ですか。協議しなくてよければ。

○健康推進課長（毛利早希君） 休憩中でよろしいですか。

○委員長（上村和男君） ちょっと休憩します。

---

休憩 午前9時15分

再開 午前9時18分

---

○委員長（上村和男君） 会議を再開します。

課長。

○健康推進課長（毛利早希君） そういった温泉、専用入浴着に限らず、この事業の推進について、市内で周知啓発をしてみたいと思っております。

○委員長（上村和男君） ほか、ありませんか。

古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 山本委員に関連するんですけども、所得制限はいいんですけども、この医療用ウィッグだとか補整具のもともとの金額が分からないので、例えば2万円とか1万円とか補助して、助成をして、どのくらいの手助けになるのかと。太宰府はその倍ということなんですけれども、どのくらいの手だてができるのかというのが分かたらどうぞ教えてください。

○委員長（上村和男君） 毛利課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 商品は様々な値段設定はあるかと思うんですけども、県のほうで上限額の設定の根拠とされておりますのが、医療用ウィッグや補正具等、それぞれの購入費の半額程度になるのではないかとこのところで上限額を設定していると聞いております。

○委員長（上村和男君） 古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 例えば、医療用ウィッグで、2万円、4万円程度のもがあるということで、例えば、太宰府が4万円の助成をしています。そしたら満額出ることなんですか。ごめんなさい。半額等々ということで、例えば2万円だったら、4万円のもを購入すると、半額程度は助成されると。しかし、太宰府は、先ほど山本委員もおっしゃいましたが、4万円上限が出ると。ただ、4万円のものを買うと全額助成ということになるのでしょうか。

○健康推進課長（毛利早希君） 休憩をよろしいですか。

○委員長（上村和男君） じゃあ、ちょっとだけ休憩します。

————— . ————— . —————  
休憩 午前9時20分

再開 午前9時22分  
————— . ————— . —————

○委員長（上村和男君） それでは、会議を再開します。

毛利課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 太宰府市の助成額は、購入費の2分の1ということになっていると聞いております。

○委員長（上村和男君） いいですか。ほか、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） なければ、次の項目に移ります。

77ページ、健康づくりポイント事業のほうに移りますので、説明願います。

毛利課長。

○健康推進課長（毛利早希君） それでは、77ページについて説明をさせていただきます。

資料要求事項としましては、健康づくりポイント事業、事業内容となっております。

まず、事業予算額については42万7,000円を計上しております。

事業の目的は、一定の健康ポイントを獲得するという目標を持っていただくことにより、市民の健康づくりへの関心を高め、健康的な生活習慣の定着を推進するものでございます。

事業の内容でございます。18歳以上の市民を対象に、7月から12月末までの期間中に、日々の運動や食生活、健診受診などの健康づくりに関する取組に応じた健康ポイントをためていただき、一定のポイントを獲得した方に抽せんで景品を差し上げるというものでございます。令和元年度から事業を開始しておりまして、当初は記録用紙への記入によりポイントをためていただいておりますが、令和3年度からは、記録用紙に加え、福岡県健康アプリを利用し、スマートフォンのアプリでもポイントをためる、記録するといったことができるようになりました。

景品についてでございます。ゴールド賞といたしまして、健康ポイントを5,000ポイント以上ためた方の中から、抽せんで38人に、表に記載しております食料品やイチゴ狩り体験など。また、シルバー賞といたしまして、3,000ポイント以上ためた方の中から、抽せ

んで100人に、ちくしのシール会ギフト券2,000円分を予定しております。

また、今年度新たな取組としまして、ヘルスアップ賞として、さらにBMIが改善された人へ、ヘルスケアグッズの景品を予定しております。BMIは体格指数とも呼ばれ、肥満や低体重の判定に用いられるものでございます。ポイント獲得だけでなく、数値改善も目標とすることにより、健康づくりへの意欲をより高めていただくことを目指しております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） このポイント事業はすごくいいことだと思うんですけど、活用されてある方の男女の比率とか、また、年齢とかという、その数字が分かれば教えていただきたいんですけど。

○委員長（上村和男君） 毛利課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 申し訳ございません。今、男女の比率と、これまで参加された方の男女の比率と年齢という。申し訳ございません、今ちょっと資料が手元ございません。

○委員長（上村和男君） それがあると、何か次が用意されているんですか。男女の比率とかを知ることで、この事業の効果について議論したいという目的があるんですね。

○委員（坂口勝彦君） 恐らく高齢者の方が多いんだろうなというのは分かるんですが。

○委員長（上村和男君） 分かった。じゃあ、もう1回答弁をお願いします。

毛利課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 大変失礼いたしました。資料がございました。

昨年度の参加者の方が725人、男性がうち296人、女性が429人となっております。年齢でございますが、50代以上の方が504人を占めているというところでございます。

○委員（坂口勝彦君） ありがとうございます。

○委員長（上村和男君） それじゃあ、段下委員から山本委員、いきましようかね。

○委員（段下季一郎君） これまでいろいろ決算含めて指摘をしてきて、魅力的な景品をということで、食べものが多くて、健康グッズがないんじゃないかということで、今回こういうのを、ヘルスアップ賞というのができたのは大変すばらしいことだと思いますので、今年度もいろいろ検討しながら事業を頑張っていたいただきたいと思います。

今年度も何か検討していることがあったら教えていただければと思います。

○委員長（上村和男君） 検討した結果、これをやる。これからの姿勢みたいなことを話してください。

毛利課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 議員が言われましたとおり、今年度、ヘルスアップ賞の追加ですとか、また、アプリ登録の説明会なども2回予定しております、できるだけ多くの方に参加していただけるように努めてまいりたいと思っております。

○委員長（上村和男君） 山本委員。ちょっと待ってくださいね。

○委員（山本加奈子君） すみません、今福岡県の健康アプリのほう見てみると、イベントカレンダーというのがあるんですけど、そこに筑紫野市のイベントが何も入っていませんね。例えば、今後、ポイントをつけるなら、このイベントカレンダーの中に筑紫野市とかもあったほうがいいんじゃないかと思ったんですけど、その辺の検討をされているかお尋ねします。

○委員長（上村和男君） 毛利課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 今、コミュニティ運営協議会の主催事業についてもポイントをつけられるように調整をしているところでございますので、また、決定しましたら、そのようにさせていただきたいと思っております。

○委員長（上村和男君） いいですか。

田中委員。

○委員（田中 允君） これは健康に対する取組だけど、実際に僕たちがよく相談を受けるのは、相談というか要望を受けるのはさ、健康保険証を使っていないと、病院に行っていないって。それに対してのポイントは、ポイントというか、何かそれはどのようになっていますか、今。状況を教えていただきたいと思って。（「もっとあったろうが、昔はね。昔はあった」と呼ぶ者あり）あったけど、今、なか、ちょっと分からんけんさ。それがよう言われるったい。

○委員長（上村和男君） しばらく休憩します。

—————・—————  
休憩 午前9時30分

再開 午前9時30分  
—————・—————

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

毛利課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 実際病院を受診していないといったことに対するポイントは無いんですけども、健診を受診していただいた方にはポイントを付与するようにしておりますので、そういったところで健康管理をしていただければと思っております。

○委員長（上村和男君） じゃあ、いいですね。

田中委員。

○委員（田中 允君） 結果的にさ、何を求めているのかといたら、健康であることやろ、結論は。健康であったら、おめでとうございます、病院にもかかっていないんですかって。すばらしいじゃないですか。それこそ、何か抽せんとかしても悪くないんじゃないでしょうかね。

○委員長（上村和男君） 毛利課長。（「御褒美が欲しい、御褒美が」と呼ぶ者あり）  
ちょっと休憩します。

————— . ————— . —————  
休憩 午前 9 時 31 分

再開 午前 9 時 33 分  
————— . ————— . —————

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 市民の方お一人お一人が病院に行かれたか、行かれていないというところの把握がなかなか難しいというところと、また、適切に病院にかかっていただいて、自覚症状がないまま重症化するような例もございますので、そういったところで健診を受けていただいて、適切に医療機関を受診していただければと思っております。

○委員長（上村和男君） ほかにありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） じゃあ、次の項目に移ります。

78ページ、お願いします。

毛利課長。

○健康推進課長（毛利早希君） それでは、78ページについて説明をさせていただきます。

資料要求事項は、総合保健福祉センター修繕事業、事業内容でございます。

まず、事業予算額については8,991万6,000円。内訳は、設計業務委託料といたしまして742万6,000円、単独工事費といたしまして8,249万円を計上しております。

事業の目的でございます。総合保健福祉センターカミーリヤは、平成10年の開館から25年が経過し、施設設備も経年劣化が見られるところです。老朽化した設備の更新を行うことにより、市民や利用者の方々に施設を安全に利用していただき、市民等の健康と福祉の増進に寄与することを目的に、修繕事業を実施するものでございます。

具体的な工事箇所でございますが、3か所を予定しております。

まず、老人福祉センターの娯楽室等空調設備更新工事でございます。空調を更新する箇所といたしましては、老人福祉センターにあります娯楽室、こちらは畳敷きの広間を休憩などに御利用いただいているところになります。また、カミーリヤレストランや福祉団体の事務室などの空調も併せて更新を行う予定としております。

次に、老人福祉センター及び歩行訓練プール、真空ボイラー2基の交換工事でございます。老人福祉センターの大浴場と歩行訓練プールのお湯を沸かすボイラーを交換する工事を行う予定としております。

最後に、歩行訓練プール等計装計器モジュールモーター交換工事でございます。モジュールモーターといいますのは、お湯の温度を一定の設定温度に保つために調節を行う制御機器になります。設置箇所は、歩行訓練プールと、歩行訓練プールに併設してあるジャグジー、また、デイサービスのお風呂の3か所となっております。

説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 質疑のある方は挙手を願います。

佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君） すみません、歩行訓練プールについてお伺いしたいんですけども、市民の方から、歩行訓練プールは狭いという声を伺っているんですけど、今後の拡張予定はございますでしょうか。

○委員長（上村和男君） 毛利課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 今後の歩行訓練プールの拡張予定はございません。

○委員長（上村和男君） 檜木委員。

○委員（檜木孝一君） カミーリヤは市民の健康づくりの拠点となる施設でございます。25年経過しておるといふことになってまいりますと、いろんなところにひずみが出てきて

おるのではないかなと思っております。今後の整備計画なり整備方針と財源内訳を教えてくださいいただきたいと思っております。

○委員長（上村和男君） 毛利課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 通常の点検保守は、日常的に施設管理担当職員が行っているところでございます。また、毎年1回の定期点検劣化調査を健康推進課の担当者が市のマニュアルに従って行ってございまして、この定期点検や劣化調査の結果で問題のあるところがありましたら、建築課が改めて現地確認を行い、修繕更新などの判断をしているところでございます。施設の安全性を確保することが第一ですので、劣化状況を見ながら、劣化の進んだところから優先して計画的に修繕更新を行っていきたくと思っております。

また、財源につきましては、今のところは一般財源でということと考えております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） では、以上で健康推進課が終わりましたので、ちょこっと休憩して、説明の職員の入替えをお願いします。

課長、お疲れでございました。皆さん、お疲れでございました。

休憩します。

—————・—————・—————  
休憩 午前9時39分

再開 午前9時40分  
—————・—————・—————

○委員長（上村和男君） それでは、おいでいただきましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

じゃあ、新しく説明に当たってくれる職員を部長のほうから紹介をしてください。

部長。

○健康福祉部長（嘉村千穂君） 職員が入れ替わりまして、子育て支援課の職員が参っております。自己紹介をさせていただきます。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 子育て支援課長の岡嶋と申します。どうぞよろしくお願いたします。

○子育て支援担当係長（佐藤武朗君） 子育て支援課子育て支援担当係長の佐藤と申しま

す。よろしく申し上げます。

○母子児童担当係長（森田 薫君） 同じく、子育て支援課母子児童担当係長の森田と申します。よろしくお願ひいたします。

○委員長（上村和男君） ここで取扱い課題というのは、もう皆さん御承知だと思いますが、全国的にも大いに話題になっているか議論になっているところだと思いますので、少し時間がかかるかもしれませんが、そういう意味では、市議会も一緒になって取り組んでいくという姿勢を示していただいて、たくさん質疑が出てくるおそれがありますが、めげないで頑張ってくださいと思います。

それでは、説明に入らせていただきます。

79ページから申し上げます。

課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） それでは、母子生活支援施設実施事業について、審査資料に沿って御説明を申し上げます。

まず、事業予算額でございます。1,362万3,000円となっております、うち委託料が1,359万6,000円となっております。

次に、事業の目的でございます。本事業は、18歳未満の児童を養育している母子家庭や、DV、困窮等様々な理由によって児童の養育が十分でない母子家庭に準じる家庭において、母子生活支援施設に入所させて児童の福祉の向上を図ることを目的としております。

次に、事業の内容でございます。母子家庭、またはそれに準じる家庭の母からの母子生活支援施設への入所希望を受け、子育て支援課で面談や状況把握を行い、県配偶者暴力相談支援センターや市男女共同推進センターと連携し、当該施設への入所について決定いたします。入所につきましては、市によって行う措置入所となります。また、利用家庭の把握につきましては、子育て世代包括支援センターと子育て支援担当との緊密な連携により行っております。また、入所後につきましては、主に、当該施設により、母子に寄り添った支援を実施し、自立に向けたサポートを行っております。なお、当該施設に入所する際には、一切の情報を親族にも秘匿するなどして情報漏えい防止には細心の注意を払っております。

最後に、委託料増額の理由でございます。これは、令和4年度から継続して入所している母子家庭1世帯があるほか、本事業の活用の可能性がある世帯を現在3世帯把握している

るためでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は挙手をしてお願いします。

春口委員。

○委員（春口 茜君） 入所後の支援についてお伺いしたいんですけども、母子に寄り添った支援を実施し、自立に向けたサポートを行うというところを具体的に教えていただけたらと思います。

あと、年間何件、そのようなお問合せがあるかも併せてお願いいたします。

○委員長（上村和男君） 岡嶋課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） まず、一つ目の寄り添った支援ですが、入所する理由はいろいろございますけれども、養育、生活、就職などのあらゆる面について相談を受け、支援をしております。

具体的には、休日夜間でも対応が可能ですし、相談を受けるに当たってはそういった時間帯も可能ですし、育児のサポートであったり、一時的な預かり、それから、病院や買物の送迎、それから退所に向けての自立支援の相談、サポートなども行っております。

それから相談の件数ですが、年度によって違いますが、多いときは四、五件ありますけれども、ないときは一、二件など、本当に年度によって様々でございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） 西村委員。

○委員（西村和子君） 入所の期間というのはケース・バイ・ケースなのかということと、大体どれぐらいかということと、一切の情報を親族にも秘匿すると書いてありますが、DVの場合は分かるんですけど、困窮とか育児がうまくいっていないとかという場合は秘匿するのかということと、その場合の秘匿しなければいけない理由をお聞かせください。

○委員長（上村和男君） 岡嶋課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） まず、入所期間がどのくらいかということですが、もうこれも本当にケース・バイ・ケースでして、短いケースだと何か月間、長いケースだと数年間という形で、今のところ実績としてはございます。

それと、情報の秘匿なんですけれども、こちらの施設には、今挙げてありますとおり、

もちろん単なる経済的事由で入所される方もいらっしゃるんですけども、DVで避難している方もいらっしゃいますので、施設の情報自体を秘匿しております。そのため、一切の情報をということで扱っております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） これは予期せぬ妊娠とか若年妊娠とか、母子家庭、DV、困窮ということで、特定妊婦の方に対する支援だと認識しているんですけども、委託先がどこの社会福祉法人なのかということと。

あと、これは最近ですけど、この出産前から滞在ができないというのがこの事業の問題点になっているんじゃないかなということで、福岡市の早良区のほうが、高島市長が何か言っていましたけど、福岡モデルということで、産前産後の母子の支援事業ということで、産前から預かれるように事業内容を拡大していたと思うんですね。

この委託料を効果的に執行していくに当たって、そういったことは何か考えてあるのかということと、これは子どもと一緒に暮らすことが前提だと思うんですけども、支援をこの施設で受けた後に、それで育てられたらそれでいいんですけど、そうじゃないケースですね。乳児院とか、里親に保護されたとか、その後、離れた親子の再統合にもこの施設が使われているということがケースとしてあると聞いているので、そういったことについて、その事業を産前からの拡大と産後の支援を充実させるということについてどのように考えているのかということをお尋ねしたいと思います。

○委員長（上村和男君） 岡嶋課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） まず、産前からの利用ですが、議員が言われるように、今、こちらの紹介した事業については産後しか受け入れられない状態です。言われるように産前からの利用についてが問題になっているんですが、その点につきましては、今、県が先駆けて産前から利用できる委託先を設けておりますので、こちらは筑紫野市のほうでも何件か利用させていただいております。その様子を見ながら、市のほうでも検討する必要があるかどうか、また検討していきたいと思っております。

それと、支援を受けた後に、この施設に関わる、退所した後ですね、失礼しました。退所した後に関わるかどうかですが、こちらについては、ちょっと休憩をよろしいですか。すみません。

○委員長（上村和男君） じゃあ、しばらく休憩します。

休憩 午前9時49分

再開 午後9時49分

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

岡嶋課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） すみません、産後についても支援が可能なんですけれども、どちらに退所して生活の拠点を構えるかによってその支援方法は変わってくると思います。近くに、近隣に住まわれた場合は、非常に密に支援いただいて、人間関係もできておりますので、支援できるかと思いますが、そうじゃない場合につきましては、ちょっとケース・バイ・ケースということで回答をよろしいでしょうか。

○委員長（上村和男君） 古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 生活困窮など、様々な理由は市内対応で十分頑張られるかと思うんですけれども、とりわけDV、これは本当に事件にも関わる問題で、市外からの相談もあるだろうし、また、市内の人が相談して、市外へ移送のお手伝いとかということもあるだろうけども、その辺りの対応もしっかりできているんでしょうか。まず、市外から来られた方の相談もきっちり受けれるかどうかですね。それと、市外に出すときのお手伝いができるかどうか、お願いします。

○委員長（上村和男君） 岡嶋課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） まず、市外の方から相談があった場合ですけれども、こちらが措置入所という形になりますので、その方の住民票があるところに連携を取りながら御相談に乗る、つなぐということはできるかと思います。していきます。

それから、入所先ですけれども、やはりDVだと、市内、もしくは県内である場合は非常に危険が伴いますので、県外、もちろん御本人さんが希望するところ、本人さんの了解が得たところになります。そちらの施設への入所という形になります。

以上です。

○委員長（上村和男君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） この事業なんですけども、ホームページに掲載されておりますでしょうか。

○委員長（上村和男君） 岡嶋課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 掲載しておりません。

○委員長（上村和男君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） DVで困っていらっしゃる方とあって多分検索をされると思うので、その探したところで、相談の電話番号しか書いていなかったのも、やっぱりケアとかそういった方々を守るためにもホームページに掲載したほうがいいかと思ったので、この御質問をさせていただきました。

以上です。

○委員長（上村和男君） 岡嶋課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） DVに関する御相談ということについては、子育て支援課に直接というよりかは、まず男女共同推進センターのほうにございますので、そちらと連携を取ることが多うございます。あと警察、配暴センターとですね。なので、ちょっと子育て支援課では今しておりませんが、今の議員の話を受けて、また内部で検討はしたいと思います。

以上です。

○委員長（上村和男君） ほか、ありませんか。

なければ、これから5分間だけ休憩をします。すみませんが、1時間たつので。しばらく休憩します。10時から再開します。10時5分のほうがいい。じゃあ、10時5分に再開します。

————— . ————— . —————  
休憩 午前9時53分

再開 午前10時03分  
————— . ————— . —————

○委員長（上村和男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これは81ページですか。（「80ページです」と呼ぶ者あり）80ページですか。説明からお願いいたします。

岡嶋課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） それでは、助産施設実施事業について御説明を申し上げます。

まず、予算額でございます。100万円で、全て委託料となっております。

次に、事業の目的でございます。本事業は、妊婦に保健上必要があるにもかかわらず、

経済的理由により入院助産を受けることができないと認められるときに、その妊婦を助産施設に入所させて助産を受けさせることを目的としております。

次に、事業の内容でございます。

まず、事業対象者の把握についてですが、子育て世代包括支援センターと緊密な連携に努め、助産施設への入所の可能性がある世帯を速やかに把握できるよう体制を整えております。経済的な理由で助産を受けられない妊婦から希望がある場合は、子育て支援担当で面談を行い、所得状況等によって利用が可能であるかを判断するようにしております。

入所の決定及び措置については市が行います。その場合は、通院先を当該施設に変更し、施設も、妊婦も安心して出産できるように心がけております。

最後に、委託料増額の理由でございます。これは、令和5年度に入所の可能性がある世帯を現在2世帯把握しているためでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 質疑のある委員は手を挙げてお願いします。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君） この制度も、前の母子生活支援施設と同様に、セーフティーネットとして重要な制度であると思います。しっかりした運営に努めていただきたいということから質問させていただきます。

これまでの実績と、それから財源の内訳等ですね。それと、経済的理由により入院助産を受けることができないというふうになっているところでございますけれども、精神障がい者とか知的障がい者の方で判断能力が不十分な方の場合でも対象になり得るのかをお聞かせください。

以上です。

○委員長（上村和男君） 岡嶋課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） まず、これまでの実績についてでございますが、令和元年度から申しますと、令和元年度1件、令和2年度2件、令和3年度1件、令和4年度1件でございます。相談はこれ以上あっておりますが、実績はこのとおりでございます。

続いて、財源ですが、こちらにつきましては、国、県からそれぞれ補助をいただいております。国から2分の1、県から4分の1、市が4分の1を負担する形で負担割合となっております。

最後に、障がいのある方についての対応でございますが、これについては、もう健常な

方と言ったらなんですけど、特段、そういうことに関係なく受けております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） ほか、ありますか。

なければ、次に移ります。

81ページへ移ります。

岡嶋課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） それでは、子育て短期支援事業について御説明申し上げます。

まず、事業予算額は35万6,000円でございます。

次に、事業の目的でございます。本事業は、保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等に委託し、児童を保護することで、児童及び児童を養育する家庭の福祉の向上を図ることを目的としております。

次に、事業の内容でございます。現在、資料の2か所と委託契約を締結し、申請を受けた場合に速やかに利用できるようにしております。また、利用期間は1回につき7日間を目安としておりまして、虐待のリスクが高い場合においては児童相談所の一時保護を検討するなどしております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 質疑のある方は挙手を願います。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） この事業、育児疲れした多くの一人親の方とかが困って利用する方が多いのかなと思うんですけども、この乳児園と慈愛園が大刀洗町にあるということで、やはりちょっと距離的に遠いですし、保護者が送迎しないといけないとか、いろいろ問題があるのかなとも思っているんですけども。この事業、もっと筑紫野市に近い場所とかで検討ができないのかということと、児童福祉施設も入所できる施設ってほかにもあると思うので、そういったものが1点と。

2点目が、あと、里親のショートステイというのを、今、推進していると思うんですね。児童虐待防止の在宅支援の切り札というふうに言われているので、そういったことが既に行われている自治体が増えているんですけども、そういったことを考えているのかということをお尋ねしたいと思います。

○委員長（上村和男君） 岡嶋課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） まず、1点目の施設の問題ですけれども、確かに一番近いところでは大野城市にございますので、ちょっと今後、課内のほうで検討してまいりたいと思っております。ただ、それ以外につきましては、福岡市内であったり、久山町、岡垣町ですので、いずれにしても今のところはちょっと遠い施設が多いのが現状でございます。

2点目に里親等のショートステイを考えないかということでございますが、この事業につきましては、トワイライトの夜間利用と併せてその里親に関するショートステイがございます。ちょっと今のところ、本市ではまだ検討には至っておりませんが、これからの実績の件数、もしくは相談の内容により検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 質疑はほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） ないということですので、次へ移ります。

82ページです。

岡嶋課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） それでは、児童遊園維持管理事業について御説明申し上げます。

まず、事業予算額は926万2,000円、うち工事請負費が824万円となっております。

次に、事業の目的でございます。児童が遊ぶ場所の確保及び児童の健康増進や情緒を豊かにすることを目的として、児童に安全かつ健全な遊びの場所を提供することを目的としております。

次に、事業の内容でございます。児童遊園に設置しております遊具の維持管理については、地元行政区で行うものと定めております。遊具の補修については市が行うこととなっております。過去に設置した遊具の劣化が進んだことを受け、令和5年度には、最大で7か所12基の遊具撤去、3か所7基の遊具設置を行う予定としております。なお、6年度以降は、地元行政区と協議しながら、遊具設置、補修を行う予定としております。

最後に、委託料増額の理由でございます。これは、さきに述べましたとおり、遊具の設置及び撤去のためでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 質疑のある方は挙手をお願いいたします。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 今回、7か所12基の遊具の撤去と、3か所7基の設置というところですが、この差はどうなるのかということをもまず1点。

それと、児童遊園は市内にかなりの数があると思うんですが、全体で幾つあるのか。そして、これまでは地元行政区で行うという、その維持管理がどの範囲までがあるのか。そして、令和6年度以降は地元行政区と協議しながらということですが、それでいえば、文面を読めば、これまでは地元とは関係なく市の計画で遊具の設置補修を行ってきたのかということですね。

一つ、意見としては、地元の方によく聞くと、区長さんだけがこの話を知っていると。ある日、今までなれ親しんでいた遊具がなくなっているという話が、子どもが聞いている。子どもから聞いて、保護者が区長さんに尋ねると、区長さんも知らなかったという話があるわけです。

今後はそういうことがなく、その地元行政区と協議しながらやっていくというときには、地元はもちろん、その区長さんだけではなくて、例えばその地元の子ども会やなんかから、子どもの意見、やっぱり遊具が一番よく使うのは子どもであって、多分児童遊園は幼い子が使うので、その保護者からの意見を聞くという機会があるのかどうか。

その3点をちょっとお尋ねいたします。

○委員長（上村和男君） 岡嶋課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 今の最後の3点と併せて、前の3件もということではなかったですかね。

まず、先に、全体で何件というか、何か所あるのかということから答えさせていただきます。

まず、過去に遊具の設置を補助して現在残っている児童遊園の数は9か所になります。いずれもお宮であったり、公民館の敷地に地元行政区の要望に応じて遊具を設置する際の補助をしたというような公園になります。

もともと昭和40年代から50年代、まだ市内に公園があまりなかった時代に児童の遊び場所をつくろうと考えて設置したものが児童遊園でございます。

その中で、残っているものの中で、令和5年度には、最大で、今言われたように、7か所12基、3か所7基ということで、撤去、設置を行うことにしておりますが、昨年度から

ちょっと話合いを続けておりました、その中で撤去したところもございます。

令和5年度は、まず、安全点検をした際に、劣化が著しくてもう使用禁止となったところが撤去しなければいけない。それに当たってはちょっと地元の協議を進めて、およそ済むだろうというところで最大7か所12基の遊具撤去を上げています。

それから、設置に関しましては、令和4年度中に地元とお話合いができて、設置となったところ、もう撤去が確実に決まっております。設置となったところの予算を上げさせていただいているところです。そのため、ちょっと数字が撤去と設置と少し違う形になって差が出ております。

それと、地元行政区との協議に関してですけれども、地元の区長さんとお話をさせていただいておりますが、すみません、区長のほうに人選のほうは任せておまして、こちらのほうから子ども会等のお話をさせていただいておりませんでした。今、直近では、子ども会の方も交えて話したいという話も受けておりますので、そこら辺は区長と相談しながら決めていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 質疑のある方は、よろしいですか。

じゃあ、宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 今、辻本委員のほうから話があったのにちょっと関連するんですけど、西小田においては、今、課長のほうから話があった、神社の敷地内に西小田もあるんですけど、今年の初めぐらいだったかな、区長のほうから話があったんですけど、そもそも西小田は、ほかの区は分かりませんが、子ども会が結局ないんですよね。うちの区長が、新しい新市長が、もう4月になって、1個1個、子どもさんがおられる方でヒアリングを、聞き取り調査をされておりました。やっぱり各行政区で、結構、区長さんに温度差があるので、こういったところをきちんと、やっぱり子どもさんがおられる家庭、子ども会があれば子ども会で代表して聞くというのは通例でしょうけど、子ども会とかがないところで、例えば仮に撤去をされたら、今度設置するとなると、すごい大変だと思うんですよね。

ですから、そこら辺は、辻本委員と一緒になりますけど、細かくやっぱり聞き取りというか、やっていただきたいなと思っております。西小田は、おかげさまで、取替えとか全撤去にはなっていないみたいですけど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（上村和男君） 岡嶋課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 希望ということで承るということでよろしいんですね。じゃあ、貴重な御意見として参考にさせていただきます。ありがとうございます。

○委員長（上村和男君） ほか、ありますか。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 児童遊園に関しては、昭和40年から60年代、今、公園が少なかったことから設置をされているというところで、9か所ございますけれども、今後、減少傾向にあるのか。その公園が普及と申しますかですね。ただ、一方、公園は自治会で管理していることもあって、子どもたちの遊具であったり、また、高齢者の健康増進のための機器と申しますか、そういったものを設置していて、温度差が結構自治会のほうでもあるんじゃないかなと思うんですけども、今後のこの事業の展望というものをちょっとお聞かせ願えたらなと思います。

○委員長（上村和男君） 岡嶋課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） まずは遊具を安全に使える環境整備というか、地元との協議をしっかりとしていきたいと思っております。前田議員が言われた、今後の展望については、数を増やすとか、そういう話ですかね。

○委員（前田倫宏君） 減っていくのかなといったところで。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） すみません。もともとが、市内に公園がないところで普及をさせたものですので、その行政区の子どもの人口であったり、行政区の要望であったりに沿ってそこは検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（上村和男君） ほかはありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） それでは、次の項目、最後の項目に行きます。

83ページですね。よろしいですか。

岡嶋課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） それでは、出産・子育て伴走型応援事業について御説明申し上げます。

まず、事業予算額は1億1,671万2,000円でございます。

次に、事業の目的でございます。全ての妊婦、子育て家庭がより安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育て期を通じた伴走型相談支援及び出産・子育て応援

交付金等の経済的支援をするとともに、個々の状態に合わせた切れ目のない支援を提供するものでございます。

次に、事業の内容でございます。本事業は、妊娠届出による母子健康手帳交付に始まり、出産後の赤ちゃん訪問までをおおよそその期間とし、その期間に受給できるサービスなどを包括した事業となっております。そのため、資料の一番下にありますとおり、令和5年度からは、既存事業である①、②、③の三つの事業を統合し、切れ目なく伴走し、応援するという事業内容としております。

最後に、前年度からの変更でございます。これは、さきに述べましたとおり、既存の3事業を統合したことでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 質疑を行います。

坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） 以前、月当たりの妊娠届出が70件から80件ってお聞きしたんですけど、対応されるスタッフの方は何人ぐらいを検討されてあるんでしょうか。

○委員長（上村和男君） 岡嶋課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 妊娠届出については、毎日予約を取っておりますので、日を決めて、スタッフ総出で順繰り回っております。大体、子育て世代包括支援センター4名と、正規職員3名を加えて、大体7名程度でやっております。

○委員長（上村和男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） 一番下の令和4年度と令和5年度の予算の差が約3,200万ぐらいあるんですけど、減額している理由をお尋ねします。

○委員長（上村和男君） 岡嶋課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 事業の番号でいうと、①と②はそんなに変わっておりません。で、③が初年度ということもあり、システム導入に係る費用がございまして、それが令和5年度は減ったということと、令和4年度は遡及分がございまして、令和4年の4月1日からの方についても遡及対象となりましたので、その分が足りなくならないように多めに見積もっていたところで、すみません、少し多く予算が組んでおりました。令和5年度については、遡及分がもうおおよそ終了しまして、現在の妊娠届出と、それから出産の分になりましたので、この金額となっております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） ほか、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） ないようでしたら、子育て支援課の説明は以上でございますので、岡嶋課長、お疲れでございました。

しばらく休憩いたします。

---

休憩 午前10時23分

再開 午前10時24分

---

○委員長（上村和男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

説明をしてくれる所管課が変わりましたので、部長から紹介をお願いいたします。

部長。

○健康福祉部長（嘉村千穂君） 職員が入れ替わりまして、保育児童課の職員が参っております。自己紹介をさせていただきます。

○保育児童課長（坂田浩章君） 保育児童課課長の坂田と申します。よろしく願いいたします。

○保育児童担当係長（中村義弘君） 保育児童課保育児童担当の係長、中村と申します。よろしく願いいたします。

○委員長（上村和男君） それでは、84ページ、説明資料から入りますので。

坂田課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） 予算審査資料84ページを御覧ください。

公立、私立保育所の定員と、令和5年度入所児童見込み、職員数について御説明をさせていただきます。

表の左側の列より、令和5年4月1日付、公立、私立保育所ごとの定員、入所児童数、対定数、職員数を正規、非正規別で記載をさせていただいております。職員数につきましては、保育士数を内訳として記載しておりますが、育児休業など休暇取得者は除いております。保育所の保育士以外の職員につきましては、所長、看護師、調理員などとなります。4月1日時点での入所児童数は、定員と比べ少なくなっておりますが、今後、育児休業が終了し、途中入所を予定している児童が増えてまいりますので、月ごとに増加していく予定です。現場と情報共有を図りつつ、現在も入所調整を進めております。

なお、対定数の欄ですが、表の欄外に記載しておりますとおり、児童の年齢ごとに配置が必要な保育士数が決められておりますので、基準上必要な保育士の合計数を記載しております。したがいまして、この対定数の条件を満たすよう、正規、非正規の保育士を配置しているところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） まず、1点目なんですけれども、この入所児童数、4月1日付ということでの人数だと思うんですけれども、今後の4月2日以降にもちろん入所をされる方もいらっしゃるでしょうから、その数値、今後分かっている範囲でそれぞれ教えていただきたいというのと。

対定数の考えについてちょっと教えていただきたいのが、この、例えば2日市保育所対定数が15名となっております、そのうち職員数が正規で、うち保育士さんが13人、非正規で、うち保育士さんが20人。対定数を超えているという考えなのか、ちょっとその点もお伺いしたいなと思います。

○委員長（上村和男君） 坂田課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） 入所者数の関係ですけれども、今年度から入所受付の方法を見直しさせていただいております。従来は、年間を通して、前の年の12月頃に一括受付をしておりましたけれども、今年度から、4月から6月について一定期間受付を行います。7月以降につきましては、入所申込みについて月単位で行うということで改めております。入所調整の機会が増えますけれども、その分、より多くの児童を入所させるための見直しをやっているところでございます。

そうした手続上の変更の関係がございまして、年度末までの申込者数につきましては、なかなかちょっと把握が困難な状況というのはございます。ただ、既に御提出をいただいている分というのもございますので、現在、集計しますと、出されております人数としましては2,700人程度でございます。

先ほど御説明しましたとおり、現在のところ、入所児童数としましては定員を下回ってはおりますけれども、今後、保育士の弾力的な運用等を行いまして、随時、入所児童数は増えてまいります。昨年度と比較しまして、予想ではありますが、最終的には年度末まで

に2,450人程度、入所可能ではないかというところが今のところの見込みとなっているところでございます。

あと、先ほど対定数の関係の御質問がございましたけれども、対定数につきましては、国の基準によりまして、ゼロ歳児につきましては3対1ということで、3人の児童に対して1名の保育士、それから1歳、2歳につきましては6人に対して1名、それから以上児、3歳児につきましては20人に対して1名、4、5歳につきましては30人に対して1名という基準がございます。

一見、この対定数、二日市保育所で言いますと、対定数15を正規の保育士数が下回っているという状況に見てとれますけれども、実際はクラスごとに、主と申しますか、担任を主の、正規の保育士が担うようにしまして、それを副担任という形で非正規が埋めるという形の体制を敷いておりますので、対定数は全て工夫をしながら満たした保育体制としているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） その定員と入所児童数ですね。二日市保育所で130人ぐらい、約30人定数に足りないんですけど、また、原田保育所が50人近くですね。それから光が丘幼稚園が30人。こういうふうにして、定数に対して入所者が少ないわけですね。その原因は何ですかね。

○委員長（上村和男君） 坂田課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） これは例年の傾向ではございますけれども、4月が始まった時点で全て定数を満たした状況でのスタートというのは、今までほぼない状況でございます。当然、年度を通しまして、例えば7月入所希望ですとか9月入所希望という形が保護者の方の育児休業終了と合わせて出てまいりますので、年度末に向けてここが徐々に増えてまいります。

保育所ごとの体制にもよりますけれども、昨年度の実績から申しますと、もう定員を超えた状態で受入れをやっているところが多いという状況ですので、この原田保育園や光が丘につきましても、対定数近く、もしくは対定数を超えた形での保育の見込みがあると考えております。

○委員（田中 允君） その対定数というものが僕はよく理解が難しい。

○委員長（上村和男君） ちょっと待ってください。まだ指名していません。

○委員（田中 允君） しとらんと。どうぞ。

○委員長（上村和男君） 手を挙げた。

○委員（田中 允君） 手は、はいつて言うたやん。見とらんぢゃないと。

○委員長（上村和男君） いや、ちゃんと、はいつて言ってくれると見ます。

○委員（田中 允君） はいつて聞こえんかった。後で録音聞き直すといいたい。

○委員長（上村和男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 対定数というか、今ね、4月1日現在で、7月ぐらいになったらいっぱい超えて、基準、入所児童数が増えるということでしょう。それはどういう理由から、どのような経過でそのようになっていくんですかね。

○委員長（上村和男君） いいですか。

坂田課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） 年度始めに、4月から入られるお子さんが非常にやっぱり多いとは思いますが。それぞれの入所調整、希望する園に入れるか入れないかというのは、それぞれ入所調整の結果という形にはなるんですけども、4月の時点では、一旦、全ての児童の希望に沿うような形で入所調整をして入れさせてはいただいております。

その後、増えてくるというのは、やはり全ての方が4月に希望されるわけではございませんので、先ほど申し上げましたとおり、育児休業が終了したので7月から入れさせたいとか、9月から入れさせたいとか、年度途中での入所希望というのもございますので、それに対応するために、保育士の調整をしながら、定数に受入れしていった結果、最終的に定数どおり、もしくは園によっては定数を超えて受入れをしている状況があるということでございます。

○委員長（上村和男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） ということは、4月1日現在では待機児童はないということですか、理解として。

○委員長（上村和男君） 坂田課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） 文教福祉の常任委員会のほうでも御報告のほうはさせていただきましたけれども、今年度の待機児童数としては16名という数字が出ております。これは、やはり各保護者の方が希望される園というのが異なりますので、あとはその方の就労の状況ですとか、兄弟児がいる、いない、そういった形で持ち点というのも変わって

きますので、皆さんが全て希望どおりに入れている状況ではないと。その結果、待機児童数としては出ていますよという状況でございます。

○委員長（上村和男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 待機児童が16名ということでした。また、暫時増えていくよね。最終的にこの令和5年度の終わりというのですか。5年の12月でもいいですけど、その時点ではどのように、もちろん新設とかあるかどうか、ちょっと今年はまだ間に合わんかもしれんけども。いずれにしても、その時点での待機児童というのはどれぐらい見込んである。ないんですかね。じゃあ、そこら辺りが全くつかめません。

○委員長（上村和男君） 坂田課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） 計算上出てくる待機児童数は年度末に向けて増えてくると思います。あとは、希望に沿わなかったということで、入所自体を保留にされる保護者の方々もおられますので、表面に出てくる待機児童数、それから、潜在化している保留にされた方、入所を保留にされた方というのは、年度末に向けて毎年増えてくる傾向がございます。

○委員（田中 允君） だから、その数という。

○保育児童課長（坂田浩章君） 具体的な、ちょっと数につきましては、今年度からちょっと、先ほど御説明しましたとおり、入所の方法、入所調整の方法も変えておりますので、年度通しての入所申込みが全て今そろっている状況ではございませんので、何人ぐらい増えますという具体的な数字がここではちょっと申し上げづらい状況でございます。申し訳ございません。

○委員長（上村和男君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） なければ、次に移ります。

85ページ。

坂田課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） 予算審査資料85ページを御覧ください。養育費確保支援事業、事業内容について御説明をさせていただきます。

予算額は40万円となっております。養育費に関する取決めに促し、養育費の継続した履行確保を図ることにより、一人親家庭を支援することを目的としております。具体的には、養育費の取決めに係る公正証書の作成手数料の補助として、1人当たり上限3万円

を5人分、及び養育費保証契約締結に係る補助としまして、1人当たり上限5万円の5人分を予算計上させていただいております。なお、本予算の財源に係る負担割合としましては、国と市それぞれ2分の1ずつを負担することとしております。

説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 質疑のある方は。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） これは以前一般質問のときに、答弁として、離婚届提出時に法務省と県が作成したパンフレットの配付を徹底していると、養育費をもらえるように支援するためにという話があったと思うんですけども、今回もこれは福岡市が始めて、今、県が始めていて、町村にはチラシが配られているんですけど、これは市が実施するに当たって、そういったチラシを作成して、離婚届提出時に配付したりとか、周知の方法ですね。そういったことについてどのように考えているのか。太宰府も恐らくもうすぐ始めると思うんですけども、太宰府はチラシみたいなのが公証役場とかにはまだ置かれていないという話も聞いているので、その点についてどのように考えているのかということも併せてお尋ねしたいと思います。

○委員長（上村和男君） 坂田課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） 御質問の件でございますけれども、予算が成立以降、実施要綱の制定後にという形になりますが、まず、制度につきまして、ホームページや広報紙、SNS等を活用しまして普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、こういった件に関しましては、やはりその手続自体が分かりづらいと、どういふふうにして動いたらいいか分からないという問合せがやはり多く寄せられるかと思っておりますので、窓口公正証書作成手続に関するパンフレット、資料等を備え付けるような工夫をいたしまして、窓口においても個別の説明に対応する予定とさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） 二つお尋ねいたします。

積算根拠のところそれぞれ5人分となっているんですけど、その5人とした根拠と、あと、飯塚市がこの公正証書等の作成費用は4万3,000円となっていたんですけど、3万円にした理由を教えてください。

○委員長（上村和男君） 坂田課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） 今回予算化するに当たりまして、公正証書作成手数料の部分と養育費保証契約保証料の部分、それぞれ5人分ということで計上させていただいております。ここにつきましては、今年度、本市における新規事業という形でございまして、あくまで暫定といいますか、仮で5人分程度をまずは予算化し、対応したいという形でさせていただいております。

あと、金額の部分ですけれども、3万……。それぞれの金額の根拠という形によろしいでしょうか。

○委員長（上村和男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） 多くのところが上限3万円ではあるんですけど、飯塚市が公正証書の作成費用の限度額が4万3,000円になっていたんですね。だから、うちが3万円を選んだ理由をお願いします。

○委員長（上村和男君） 坂田課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） すみません、まず、金額としましては、これは補助の負担割合の関係もありまして、ほぼ独自にやっているところもあろうかと思いますが、ほとんどの市がほぼ一律3万円という状況はございます。

じゃあ、実際にこの公正証書の作成手数料について3万円で賄えるのかという部分はあろうかと思っておりますけれども、この公正証書の作成手数料につきましては、もちろん公証人が金額の設定というのを公証人手数料令というのがございまして、養育費でいいますと、養育費として払う総価格に対して手数料が金額の範囲内において定められているというところがございます。

私どものこの3万円、今回3万円ということでさせていただいておりますけれども、一般的な養育費、例えば月5万円と、これも払われる方と、あとは実際に養育をされてある保護者の方の収入状況によってもそこは変わってくる部分はあろうかとは思っておりますけれども。

例えばの話なんですけど、厚生労働省のほうで全国の一人親の実態調査報告書というのが出ておりまして、それでいきますと、平均的な養育費といいますのが4万3,000円から4,000円の間ということでの報告というのがあっております。

例えばこれを、養育費を5万円としまして、20年支払ったとしますと、総価格としては1,200万という形になってまいりまして、手数料令で求めますと2万3,000円という形になりますので、一般的な養育費の支払いのための公正証書作成の金額としては、上限3万円

を設けておけばほぼほぼ賄えるのではないかと考えております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） いいですか。じゃあ、質疑はありませんので、次の項目に移ります。

87ページです。

坂田課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） 予算審査資料87ページを御覧ください。病児保育事業、事業内容について御説明をさせていただきます。

予算額は1,386万円。

病児保育の実施によりまして、保護者の子育てと就労の両立を支援することを目的としております。具体的には、疾病により他の児童との集団生活が困難な児童について、病状の急変が認められない場合に限りまして、施設において保育を行うものでございます。

対象児童は、生後90日から小学校6年生までの児童。

利用時間及び実施施設につきましては、資料のとおりとなっております。

なお、本事業につきましては、今年度から、福岡県における広域化と併せ、県内居住者については無償となります。県外利用者につきましては、1日当たり2,000円の有償利用となります。

説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） 広域利用と、4月1日から無償になったって、大変いいことだと思うんですけども、この病児保育事業、実際に保護者の方からいただいている御意見で、1医療機関1疾病、恐らくこれはコロナとかインフルエンザで、家庭内で同時感染する例が出てきているので、一緒には預かれないというのはやむを得ないことだとは思いますが、1医療機関1疾病という形だと、実際の受入れ、受皿というのは、いろんなものが、病気がはやったときに受皿がちょっと少なくなってしまうという話を聞いているんですね。なので、今後増やしていく見込みといたしますか、これがあるのかといったことをちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（上村和男君） 坂田課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） 御指摘の件でございますけれども、基本的に、やはり感染防止の観点から、そういった制限、利用についての制約というのは多少なりとも出てくる部分は病状によってはあるのかなとは考えております。

施設を増やすかどうかという話ですけれども、今年度から、先ほど御説明しましたとおり広域化ということで、筑紫野市内の2施設で利用ができなかった場合については、例えば太宰府市を無償化にのっかって利用するとかいった選択肢は増えてきております。

このところ、ここ3年間ですけれども、利用の数が若干ちょっと低い状況がございまして、これはコロナの影響が大きかったんだろうと思います。ただし、コロナ禍に陥る以前は、やはり全体で延べ500人近い利用がございましたので、今年度、予算の見積りに関しましても、無償化と手伝って、コロナの状況も踏まえて500人分ということで無償化分を予算化した経緯がございまして。

まずはこの状況を見ながら、あと、施設の御意見等を伺いながら、施設を増加させるのかどうするのか、その辺につきましては今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） ほぼ似たようなところなんですけれども、市内に今2か所、二日市と、南のほうのもり小児科医院ですけれども、県内が無料になって利用者が増加するかなと思って、今回のこの予算化の1,386万円が算定根拠はどういうものだったのかなということをお尋ねしたかったんですけれども。今、大体コロナ前と同じようなところまで戻るんじゃないかというところで計算されたんで、これ、二つは、この2か所に対する委託料は、それぞれどんな配分になっているのか。今後500人以上の見込みが増えていく。恐らく、今までその2,000円を払うから、ちょっと無理してでも休んでいた方が、無料になると預けるというところで利用が増えるのではないかなと思っているので、その辺り、どの辺のタイミングで増えていくのが分かってくると、増やしていくというところを検討していくのかということをお尋ねしたいのと。

あと、今、県内は無料になったというところで、広域化、近隣の市町村との連携ができるというところで、そういった案内をつくっていかれるのか。今までだと市内しか使えない、使わないかなと思っていたんですけれども、周りも使えますよというところで、そういう案内をつくられるのかどうか。

○委員長（上村和男君） 坂田課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） まず、事業費の内訳でございます。先ほど、利用無償化分については、コロナ以前の分で500人を見込んでいますという御説明をさせていただいたかと思えます。利用無償化分につきましては、500人分掛ける2,000円ということで100万円を計上しております。これは県の広域化に合わせてということで、全て県のほうが負担する形になっております。

それ以外の分としまして、2施設の運営管理委託料、これが643万円掛ける2施設ということで、金額につきましては、国が定める補助基本額を基に定めさせていただいております。合計で今回の予算額1,386万円となっているところでございます。

それから、今後の推移ですね。無償化とコロナの状況を合わせて、私どもとしまして、利用は増えてくるんであろうとは考えておりますけれども、こういった病児保育事業を受けてくれる施設というのがやはり限られておりますので、すぐに求めてすぐに決まるわけではないと思えます。ですので、年度を通して伸びの状況を見させていただいた上で、必要があれば、年度途中でも、そういった小児機関等に働きかけのほうはしていく必要があるのかなと考えております。

それから、そうですね、あとは制度の周知につきましては、無償化というのがまずございまして、無償化の部分と県内、広域化の分と合わせて、ホームページ、SNS、その他チラシ等の作成を行いまして周知のほうを図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） 福岡県のほうはネット予約もできるということで周知をされていたと思うんですけど、うち、筑紫野市のこの二つの病院はネット予約ができるのか。病院側ではあまりネット予約は嫌だというようなお声も聞いているんですけど、保護者のほうにとってはネット予約はしやすいとは思いますが、ちょっとお尋ねします。ネット予約が可能かどうか。

○委員長（上村和男君） 坂田課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） すみません。病児保育ナビというサイトがございまして、そこで施設予約ができるようになっておりますけれども、今のところ、筑紫野市内の2施設につきましては、そこはちょっと対応できていないという状況がございまして、そこにつきましては、対応の可否も含めて、話のほうは進めていきたいと考えております。

○委員長（上村和男君） 佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君） すみません、それぞれの施設の最大収容受入れ人数を教えてください。

○委員長（上村和男君） 坂田課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） 2施設、それぞれ感染防止をしながらという形にはなりますが、今までの実績から申しますと、それぞれ250ずつぐらいの、延べという形にはなりますけれども、延べの利用実績はございます。

○委員長（上村和男君） 佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君） すみません、私が聞いたかったのは、すみません、1日の最大受入れ数でございます。

○委員長（上村和男君） 坂田課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） すみません、1日当たり8人ということになっております。

○委員長（上村和男君） 両方で、それぞれ。

○保育児童課長（坂田浩章君） 1か所4人で、2施設で8人でございます。

○委員長（上村和男君） 佐々木委員、何か言いたいんじゃないですか。そうでもない。そしたら、ほかはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） 次に移ります。88ページ。

坂田課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） 予算審査資料88ページを御覧ください。保育人材確保対策事業、事業内容について御説明をさせていただきます。

予算額は2,658万円、保育補助者を雇用することにより、保育士の業務負担軽減及び離職防止を図り、保育人材を確保することを目的としております。具体的には、保育対策総合支援事業費補助金を活用しまして、保育補助者を雇用する私立保育所に対し、補助金を交付いたします。補助金の額につきましては、施設の定員により補助の上限金額が定められておりまして、今年度は121人未満の施設を2園分、121人以上の施設を5園分計上しております。財源の負担割合としましては、県8分の7、市8分の1となっております。

説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 質疑のある方は。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 保育士負担軽減の上から魅力的な事業と思われます。保育補助者の業務内容と資格要件を改めてお聞かせいただきたい。それから、受入れのこれまでの実績、それと、それぞれの現場の声はどういったものが上がっておるのかを教えてください。

○委員長（上村和男君） 坂田課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） まず、保育補助者の資格要件でございますけれども、資格取得、保育士の資格の取得を目指されている方であって、県や政令市が実施しております子育て支援員研修、これはカリキュラムが7日間ほどございますけれども、これを修了した方を対象とさせていただいております。

業務内容でございますが、保育現場によって多少の差はあろうかと思いますが、基本的には保育日誌の記入ですとか、行事の準備、イベント当日の対応、また、メインとなります保育士の保育業務のサポートなどを想定しているところでございます。

それから、これまでのこの保育補助者雇い上げの実績でございますけれども、直近3か年ということで、令和2年度につきましては、5施設に対して22人、令和3年度が、同じく5施設に対して17人、令和4年度に関しましては、同じく5施設で22人の雇い上げに対して補助を実施させていただいております。

先ほど業務内容のところでも触れましたけれども、行事の準備ですとか、当日の対応等で、やはり人手が必要な現場が多うございますので、そういったところで保育補助者の活用によりまして、大変現場としても安全に業務遂行ができているということで声を聞いているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 質疑のある方は。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） すごくいい取組だとは思んですけど、大体、私立の保育所で14ぐらいあると思うんですけど、そのうち5施設しか使わないで、多分保育園の手出しも県が8分の7、市が8分の1で負担はないんですよね。それだと、使わない理由というのは何かあるんでしょうか。

○委員長（上村和男君） 坂田課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） 毎年度の予算見積りの時期に聞き取りはさせていただいているんですね。今年度につきましては、従来の5施設プラス、121人未満のところを2

施設分、聞き取りの結果により計上はさせていただいております。

確かに総施設の数から比べると少ないんじゃないかという声はもっともだとは思いますが、今のところ、ほかの施設から来年度使いたいという要望等は特に上がってきておりませんので、聞き取りについては毎年継続して進めていきたいと考えております。

○委員長（上村和男君） 西村委員。

○委員（西村和子君） 御説明の中で、保育士の資格取得を目指している方が対象だということでしたけれども、ここ過去3年の間に、この職種を経験して資格を取得された方はどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○委員長（上村和男君） 坂田課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） 申し訳ありません、業務のほうで実数の把握というのはちょっとしておりませんので、保育補助者経験者の保育師任用の実数としては、ちょっと把握はできていないところでございます。

ただ、いろんな話を聞くんですけども、保育士を目指されてある方で、やっぱりお給料の部分も気にされるかとは思いますが、やはり同じくらい職場環境とかを非常に選ばれるときの選考材料として考えられてある新人の保育士の方もかなり多いと聞きますので、この保育補助者として現場に入って、そこで業務を行うことによって、幾らか、じゃあ、そこで自分も正規の保育士としてという形で希望される方も少なからずいらっしゃるのではないかなとは考えているところでございます。

実数については、ちょっとすみません、把握はしておりません。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） 今、ちょっと西村委員の、先ほどの私の質問でちょっと質疑したいんですけど、この保育補助者というのは、その保育園がつけなきゃいけないんですか。例えば、今把握していないとおっしゃったので、こういう研修を受けている人がどれぐらいいるのかが分からなかったら、保育園が探すんだったら、求人とかはどんなふうになっているのかなって、それができないから使われないのかなってちょっと今思ったので、お尋ねします。

○委員長（上村和男君） 坂田課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） 保育補助者の募集ですね、求人につきましては、基本的にはもう施設毎でやっていただいておりますので、実際に必要な人数等が何人かということ

ころも含めて、行政のほうで一括してというのは今までやってきてはおりません。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） ほか、ありますか。

田中委員。

○委員（田中 允君） 勤務時間等はどうなっていますかね。その補助者の勤務時間、普通の職員さんと同じような労働時間で制約されているのかな。

○委員長（上村和男君） 坂田課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） 勤務時間につきましては、そこそこの保育の現場の実情に応じて、契約のほうで決められてある。フルタイムの方もいらっしゃるかと思いますし、パート勤務の方も混在された状況と認識しております。

○委員（田中 允君） いや、だから、いいですかね。

○委員長（上村和男君） 田中委員。田中委員、すみませんね、見えにくい。

○委員（田中 允君） 右手挙げたらね、ちょうど。

○委員長（上村和男君） ちょうど影になる。声を出してください。

○委員（田中 允君） いや、結局さ、その1人当たりの助成金というのは一緒なんでしょう。負担割合が100%出るわけでしょうが、公費で。そこら辺りが、パートさんと1日と一緒にような形で支払われるのか、ちょっとそこら辺りを知りたいなと思ってね。

○委員長（上村和男君） 坂田課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） 雇い上げをされた各施設のほうから実績報告をしていただきまして、その内容に応じて補助をさせていただいております。基本的には要綱のほうで、先ほど利用定員が121人未満であるとか121人以上であるとかで予算措置しているというお話をしましたが、そこで上限の金額が決まっているんですね。ですので、その上限金額と、実際に各保育所が雇入れをして、かかった人件費を比較して、いずれか低いほうを補助するという形にさせていただいております。ですので、勤務形態がばらばらであっても、それは出勤簿とかを全て提出していただいた上で、実績の報告の中身を見て補助額を決定させていただいておりますので、その不均衡は出てこないような仕組みは取らせていただいております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） ほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） なければ、ちょっと休憩しますかね。10分間だけ休憩しますので、11時15分ぐらいから始めますので、休憩いたします。

---

休憩 午前11時00分

再開 午前11時13分

---

○委員長（上村和男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

89ページ、坂田課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） 予算審査資料89ページを御覧ください。

児童福祉施設整備事業、事業内容について御説明させていただきます。

予算額は2,661万8,000円。

本事業は、待機児童解消のため、国の補助金を活用し、児童福祉施設を整備する事業者に対して補助金を交付するものです。具体的には、保育対策総合支援事業費補助金の活用により、小規模保育事業所1か所の整備を行います。事業費につきましては3,549万円を見込んでおり、負担割合による国、市の負担額として4分の3に相当する2,661万8,000円を予算計上させていただいております。

なお、今回新設を予定しております小規模保育事業所につきましては、3歳未満児を対象とし、定員6人から19人までの保育を行う保育施設でございます。今年度、キッズ・キッズ保育園二日市、ちくし野こども保育園の2園を新設しており、引き続き今年度も事業者の公募による施設整備を予定しております。

なお、資料が替わりますけれども、予算書の8ページをお開きください。予算書の8ページになります。よろしいでしょうか。

8ページに、第2表債務負担行為という一覧表を掲載させていただいております。こちらの債務負担行為の一覧の8番目に、児童福祉施設整備事業補助金、2億6,188万3,000円を記載させていただいております。これは今年度公募を行いまして、令和6年度施設整備、令和7年度に新設予定としております定員150人の認可保育所に係る施設整備の補助金でございまして、令和6年度の予算計上限度額を記載しているところでございます。関連でございますので、併せて御説明をさせていただきました。

説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 質疑のある方。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 御説明ありがとうございます。債務負担行為なんですけれども、定員150人の認可保育所ということで2億6,000万ほど計上されていますが、令和4年の4月に開園したいいきほいくえんのときは約2億4,000万ぐらいだったと思うんですね、150人で計上されていたのが。差額というのは、例えば物価高が影響しているとか、そういうのがあれば教えてください。

○委員長（上村和男君） 坂田課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） 先ほど説明の中で、児童福祉施設整備事業補助金を活用ということで御説明させていただきましたが、整備年度の補助金の基準額が上がっておりますので、それに合わせて、当然いきほいくえんを参考に積算はしておりますけれども、その分の差が出てきているところでございます。

○委員長（上村和男君） 質疑ある方は。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 今年度、小規模保育事業所の創設に向けての取組だと思うんですけども、今回公募をされて令和6年4月に開設する予定ですが、その中で3歳児の受入れの協定の兼ね合いとかというのは取れるのか、ちょっとその点の見解をお伺いしたいというのが1点。

あと、債務負担行為も重なって、令和7年度ですか、大規模な保育所を開設する予定であるということなんですけども、さきの文教福祉委員会においても、滞在的な待機児童数というものが実際は130人程度いるんじゃないかということも伺いましたので、そういったことであれば、令和7年度の4月1日に開設というよりは、もう前もって、例えば令和6年度の下半期の10月1日でありますとか、そういった考えはないのかお伺いしたいと思います。

○委員長（上村和男君） 坂田課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） まず、小規模保育事業所の3歳児以降の引継ぎ、連携の部分でございますけれども、御指摘のとおり、3歳児以上の受入れの連携施設が必要になってまいります。今年度開設しました小規模2園の連携先の選定と同様に、公立、私立保育所を問わず、連携先の決定につきましては私どもも積極的に関わりまして、支援を行う予定とさせていただきます。

それから、認可保育所の、要は新設時期のことをおっしゃってあるんだろうと思います

けれども、小規模事業所と150人規模の認可保育所というのは、施設面でもやっぱり大分違ってまいります。事業者公募を行うわけですけれども、場所の選定も含めて、施設整備に関してはやはり1年度は要するものと考えて、このタイムスケジュールにさせていただいているところでございます。

御指摘のとおり、16人の待機児童以外の潜在的な保育を保留とされた方々もおられますので、その解消も含めての計画ではございますけれども、その進捗を見ながら、現時点では確実にタイムスケジュールどおりに施設を新設させていきたい、そこに注力をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） いきいきほいくえんの例を申し上げますと、あれは多分令和3年の3月頃に方針が決められて、翌年の令和4年4月にはもう開園されて、それも1年度でのスケジュールであったというところなんですけれども、今の答弁の中でございましたが、1年度は要するだろうということであれば、今、令和5年度で、1年度足したら令和6年度中というものを考えたら、厳しいかとは思うんですけど、やっぱりお困りの方が実際は滞在していらっしゃるって、先ほども130名の方が年度途中であるけども通えてないということも考慮すれば、そういった方針というか、スケジュールどおりいかないかもしれないけど、前向きに検討してもいいんじゃないかなと思うんですけども、再度、見解をお伺いしたいと思います。

○委員長（上村和男君） 坂田課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） 認可保育所につきましては、先ほど予算書のほうでも説明させていただきましたけれども、翌年度の予算計上を見越した上での債務負担行為とさせていただきますので、なかなかその前倒しと申しますのが公募スケジュールも含めて厳しい部分あるかと思えます。

御指摘の部分は十分承知はしております。十分ではないかもしれませんが、その部分につきましては、今年度の各保育所の弾力的な運用によりまして、受け入れられる部分につきましては極力ぎりぎりまで受入れをしていくというところで対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） あと質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） ないようですから、次へ移ります。

90ページ、坂田課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） 予算審査資料の90ページを御覧ください。

保育所等 I C T 化推進等事業、事業内容について御説明をさせていただきます。

予算額は284万5,000円です。

本事業は、保育業務の I C T 化により保育士の業務負担軽減、環境整備を行うことで、離職防止と保育人材確保に寄与するものとなっております。具体的には、保育対策総合支援事業費補助金の活用によりまして、保育業務の I C T 化を希望する私立保育所に対しましてシステム導入のための補助を行います。

補助内容ですが、大きく三つ掲げておりまして、保育に関する計画記録、それから園児の登園降園の管理、それから保護者との連絡等、これらの機能を有するシステム導入が対象となります。

なお、今年度の実施につきましては、あらかじめ導入希望の聞き取りを行いまして、登降園管理を1施設、保護者との連絡を3施設、両方の導入を1施設として予算計上させていただきます。

説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 質疑がある方は挙手を願います。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） これ、公立のほうは対象にはなっていないんですけど、公立の I C T 化は進んでいるんですか。公立の4園。

○委員長（上村和男君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時22分

再開 午前11時23分

---

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

坂田課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） 御回答させていただきます。

公立でございますけれども、保護者との連絡調整関係については導入をしております。

公立につきましては補助の対象でもございませんので、今のところ現状での整備にとどめているというところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） ほかに質疑ありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） 次の項目に移ります。

91ページ。坂田課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） 予算審査資料91ページを御覧ください。

保育所等給食支援費補助事業、事業内容について御説明をさせていただきます。

予算額は2,557万8,000円。

本事業は、私立保育所において、物価上昇による給食費値上げをすることなく、栄養バランスや量を保った給食を提供することを目的としております。具体的には、福岡県保育所等給食支援費補助金を活用しまして、給食食材費の価格高騰分相当額について補助を行うものでございます。

予算の積算上、県の交付要綱に基づき単価を1,050円と設定しておりますが、実際の食材高騰分を調査の上、いずれか低い金額を補助する予定としております。なお、財源の負担割合としましては、県と市で2分の1ずつ、市の負担割合の2分の1分につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てる予定とさせていただきます。

説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） これは市内の認可保育所が対象になってくるかと思うんですけれども、市内の幼稚園でありますとか、届出保育施設の考えについてお聞かせ願えたらと思います。

○委員長（上村和男君） 坂田課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） 御指摘のとおり、市内認可保育所につきましては本市のほうで対応させていただきます。それ以外の届出保育施設、こちらは県の子育て支援課が所管となっておりまして、幼稚園につきましては県の私学振興課、この届出保育施設、幼稚園につきましては、県が同様の内容で対応することと聞いております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） ないようですから、次へ……。

じゃあ、所管課が替わりますので、お疲れでございました。

しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時26分

再開 午前11時27分

---

○委員長（上村和男君） それでは、会議を再開いたします。

嘉村部長。

○健康福祉部長（嘉村千穂君） 職員が入れ替わりまして、生活福祉課の職員が参っております。自己紹介をさせていただきます。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 生活福祉課で課長しております虫明と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○地域福祉担当係長（山崎健太郎君） 同じく生活福祉課地域福祉担当係長を仰せつかっております山崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○健康福祉部長（嘉村千穂君） よろしくよろしくお願いいたします。

○委員長（上村和男君） そしたら、予算審査資料92ページの項目を説明願います。

虫明課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） それでは、92ページ、筑紫野市社会福祉協議会運営補助事業の増額理由について御説明をいたします。

事業予算額は9,652万3,000円となっております。

事業の目的でございます。地域福祉活動推進の中核を担う筑紫野市社会福祉協議会の運営費の一部を補助することにより、地域福祉サービスを総合的かつ円滑に行えるようにするものでございます。

事業の内容でございますが、補助金要綱に基づき、市社会福祉協議会の会長、事務局長及び総務課職員の人件費を補助するものでございます。このうち総務課の暮らしのサポートセンター担当において実施する事業の利用契約者数が増加し、それにより業務量が増加しております。ほかの職員が兼務して対応している状況となっていることから、当該職員

0.5人分の人件費を計上したものが増額の主な理由になっております。

続いて社会福祉協議会の運営補助金、予算額でございますが、推移の表を載せておりますので、お読み取りいただければと思います。

以上で説明を終わります。

○委員長（上村和男君） 質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

段下議員。

○委員（段下季一郎君） これ、事前にもお伝えしていたと思うんですけども、補助の対象は、会長、事務局長、総務課職員の人件費ということで、まず、市の社協における人員、正規と非正規の職員の状況をちょっとお尋ねしたいと思います。算定の根拠ですね。

○委員長（上村和男君） 虫明課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） この補助金の対象者でございますが、まず、会長、それから事務局長、それから正規の職員11人と兼務している職員の0.5人分、それから嘱託職員の2人分という形になっております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 段下委員。

○委員（段下季一郎君） 全社協が出している職員の人口規模別の平均職員数というのが数字としてあると思うんですけども、人口10万人規模の自治体が持っている社協の一般事業のほうに該当するのかなと。介護保険サービスとかはしてないと思うので、一般事業の人員配置としては、平均が大体正規の職員が10万人台だと16.8で、非正規が合わせたら16.9ぐらい、人員が配置されているんですね。それに比べると筑紫野市社協の人員配置がやや少ないようにも思えるんですけども、この点について、増員とか何か考えていることあるんでしょうか。

○委員長（上村和男君） ちょっと休憩しましょうかね。しばらく休憩します。

—————・—————・—————  
休憩 午前11時31分

再開 午前11時31分  
—————・—————・—————

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

虫明課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 社会福祉協議会の人員等につきましては、協議会のほ

うでお決めいただく形となっております。その年に行う事業に応じたところで人員配置等が適切になされると考えております。この人員配置に基づいて、市のほうで補助金の交付要綱と照らし合わせまして補助金を出しているという形となっております。

以上です。

○委員長（上村和男君） ほかありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 業務量が増えて職員を兼務させており、0.5人分の人件費というのがあるんですけど、どうして0.5人に……。何か根拠があって0.5人を算出したのか、お尋ねします。

○委員長（上村和男君） 虫明課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） こちら1名の職員の方が兼務をされております。実際になされている業務等を積み上げますと0.5人分であったという形になります。総務課の業務の0.5人分生じているという形でしたので、0.5人分を計上しているところでございます。

○委員長（上村和男君） いいですか。

社協の理事会には課長が出席されているんですかね。誰か職員が出ていませんか。部長が出ているのかな。だから、少なくとも今議題になっているようなことは、幾らか議論には参加をされていると思いますので、全くお任せよという話ではないと思っています。

ただ、やっぱり社協に決めていただくことですから、そういうふうに理解しておりますので、あんまり簡単に突っぱねられちゃうと困っちゃうので、よろしく願いしておきます。

それでは、質疑がなければ、次へ移ります。

93ページ、虫明課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） それでは、93ページ、筑紫野市災害時等要援護者支援事業についてでございます。

まず、事業予算額でございます。45万1,000円となっております。

事業の目的ですが、災害発生時等において、高齢者や障がい者をはじめとする要援護者を地域と支援者が一体となって、共助の精神の下、可能な範囲で助け合う仕組みである災害時等要援護者支援制度の普及推進を行うものでございます。

事業の内容といたしまして、出前講座やコミュニティ学習会などを通して制度の普及推

進を図るとともに、地域における支援体制の充実のため、自主防災組織やコミュニティとの協定の締結を進めているところでございます。また、要援護者から提出された登録申出書を基に、要援護者支援システムにて一元管理をしており、各地域における平常時の見守り活動や避難支援のための資料を出力し、地域の担当民生委員へ配付をしております。

令和4年度には、要援護者に該当する市民に登録勧奨通知の送付を行いました。また、3年に一度の民生委員の一斉改選に合わせたシステム改修を行っております。令和5年度の予算では、前年度比143万円の減額となっているところでございます。令和5年3月末時点の登録者数は1,958人となっております。

それから、自主防災組織、コミュニティ運営協議会の協定締結につきましては、自主防災組織が35団体、それから、コミュニティについては4団体という形になっております。

以上で説明を終わります。

○委員長（上村和男君） 質疑を受け付けます。質疑ある方は。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） これも例年、予算決算でテーマに挙がっていますが、まず、お尋ねですが、この資料の中の登録者数が昨年より300人以上増えているところで、令和4年度にかなりの取組があったのかなということ、この増えた要因と、この1,958人に対する支援者数。

メールアドレスがあるとかかなりの情報量になるということで、アドレスの件数がどれぐらいになっているのかということと、これが平常時の見守り活動や避難支援のための資料になるということで、これを活用した避難訓練などが行われてきたのか。あるいは今後、令和5年度ではそういった訓練にも使えるような、情報の使い方についてのアドバイスが各地域に行われるのか。

そして、自主防災組織とコミュニティ運営協議会へのアプローチがちょっと足りていないような感じで、全く去年と変わらない数字です。自主防災組織が82あるうちの35しかまだ登録されていない、あるいはコミュニティ協議会も七つあるうちの四つ、残り3がずっとこのままの数字で残っていると。

そして最後に、1,958人、今現在の登録者数の高齢者と障がい者の人数、そして、それぞれの、本来であれば要援護者として登録していただきたい、声かけをされている対象者数、全数はどれぐらいか。というのは、つまり、対象になる方のどれぐらいの割合の方が今現在登録済みであるかということのお尋ねです。

○委員長（上村和男君） よろしいですか。質疑の項目が幾つもあるので、記録してくれたと思うので。じゃあ、答弁をお願いします。

虫明課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） まず、令和4年の取組についてでございますが、出前講座を3回実施しております。また、勸奨通知をお送りしております。対象としたのは、要介護または要支援者、そして心身障害者手帳を所持してある方、5,059人に通知を行っているところでございます。そのうち返送のあった件数が約750人となっております。現在も返送があっている状況になっております。ひと月当たり数百ほどの登録者がまだ増えているといった状況になっているところでございます。

それから、1,958人の登録者の方の内訳でございますが、そのうち高齢者の方が1,588人、81.1%となっております。その他の方が370人ということで、18.9%の割合となっております。

そして、支援者の割合でございますが、1,958人に対して515人ということで、26.3%という形になっております。

あと、メールアドレスの件でございますが、申出書のほうにはメールアドレスを記入していただく欄がございますが、現在、何人の方が登録してあるかというところは情報として把握しておりませんので、後ほどお知らせをさせていただきたいと思っております。

あと、締結団体が増えていないというところで、令和5年度の取組についてでございますが、こちらにつきましては現在、要請に応じたところで出前講座を実施させていただいているところですが、今後、積極的に地元のほうへ出向いて説明を行わせていただこうという予定をしております。制度紹介というのをこれまでメインで行ってきたところですが、地域の状況に応じた説明ができるように準備を整えていきたいと考えているところでございます。

○委員長（上村和男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 今年度、昨年に比べて143万円の減額になっています。これはシステム改修の一つのタイミングの問題だと思うんですが、いずれにしても、いつも災害時等要援護者支援事業として新規に登録をし直していく中で、できればというか、これが活用されないことには、せつかくの事業なので、この事業推進の中で、危機管理課との連携であるとか地域コミュニティ協議会との連携で、実効性のある事業にさせていただけたらと思います。

これは意見です。終わります。

○委員長（上村和男君） 白石委員。

○委員（白石卓也君） 本当に災害が起こったときに重要な事業だと思います。私も町内会の役員をさせていただいて、いろいろこの件で話題になっているんですが、コミュニティというのは基本的には行政に協力するという姿勢がすごくあるわけなんですけど、この自主防災組織、コミュニティ、これ、半分にも届いてない。コミュニティだったら7分の4ですから半分以上を超えているといえれば超えているんですが、これの数字が変わってないのは、何か協力がしづらい、協定がしづらい根本的な原因があると思うんですね。そこを工夫していかないと、この数字は変わらないと思うんですよ。

ですから、1点目は、いわゆる締結なりをしているところが増えない根本的な原因というのは、どういう分析をされているのかということと、あと、今後どのような工夫をされようと、出前講座は聞きましたけれども、それ以外で何か工夫されようということがあれば教えていただきたいと思います。

○委員長（上村和男君） 虫明課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 協定締結をしていない団体さんがいらっしゃるというところで、なされない理由は把握ができていないところがございますが、今後、増やしていくということで積極的に動いていこうと考えておりますので、その中で、どのように考えていらっしゃるのか、どういった点に不安を感じているのかとか、そういったところについて丁寧に聞き取りながら、増やしていけるような、メリットであるとか、そういったものをきちんとこちらのほうから伝えていきたいと思っております。

また、支援者の方を増やしていくということも一つありますので、広報で分かりやすくお知らせをするということも考えていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） 白石委員。

○委員（白石卓也君） ありがとうございます。それだけじゃないと思うんですが、大きな原因の一つとして、個人情報の取扱いが非常にデリケートな部分があって、なかなか、いざとなったときに使いづらいというか、個人情報保護の観点から使いづらいというのが現場の声から上がっているのが一つでございます。

ぜひ、本当に何かあったときに役に立たないと、これは絵に描いたもちにしかならないんで、役に立つ、実効性あるシステムにしていきたいと思います。

以上です。

○委員長（上村和男君） 西村委員。

○委員（西村和子君） 白石委員のに関連するかなと思うんですけど、支援者が増えないというのは、一つは、自分も避難しなきゃいけないのに人まで支援できるのかということ、やっぱり命に関わることなので非常に責任が重くて、そこまでできるのかという思いがすごく強いんじゃないかと思うんです。

たまたまですけど、去年8月に私も、土日だったので公民館が休みだったので、雨が降り始めたけど、大雨になるという予報が出ているけど避難所はどこが開いているのかというお問合せいただいたものですから、様子を聞いてみると、知っている人だったんですけど、夫妻なんだけど、両方とも手が不自由で、じゃあ、私がお連れしましょうということになったんです。

たら、意外と簡単だったんですよ。意外と簡単という言い方は悪いけど、私は自分がこの年齢なので、人を支援することはもう無理だと思い込んでたんです。ところが、車に乗るのとか荷物の搬入とかを手伝いさえすれば、そんなに大変ではなかった。だから、その人の症状にもよるんでしょうけれど、私みたいに過大に受け取っている人も結構いるんじゃないかなと。

こういうケースもあるんですよ、こういう程度でもできるんですよみたいな啓発とか、周知の仕方を工夫したら増えるんじゃないかなと私は自分の体験をもって感じましたので、そこら辺の工夫をお願いできればなと思います。よろしくお願いします。

○委員長（上村和男君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） いろいろコミュニティの中でいろんな会議をやっているんですけど、もともとこういう制度を生活福祉課がすること自体が、ちょっとできるのかなと。危機管理課とかそういったところでやればずっと浸透していくんだけど、この制度を生活福祉課に任せて、今の事業で各行政区とかコミュニティとか、そういうところに入っていけるのかなと思うんだけど、実際どう感じますか。

○委員長（上村和男君） 虫明課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 出前講座等に出向くときには危機管理課の職員も一緒に出向いてって、そもそも制度の話とか、そういったところをしていただいております。

この制度自体が、登録等については生活福祉課であったり高齢者支援課という、この対象者に関わりの深いところが分担で担っているところです。総括的な立場が危機管理課と

いうふうに位置づけられておりますので、3課で連携してしっかり取り組んでいきたいと思っております。

○委員長（上村和男君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） やっぱ縦割り行政のところがあって、こういう制度は様々なところで見受けると思うんです。子どもなら子ども課という感じをつくっていったら、そこで見られるんじゃないとか、こういう危機管理みたいなのところだったら、危機管理課あたりで協力要請を言っていくという感じで、これはちょっと皆さん方だけでは判断できないことでしょうけど。総務部長とか、そういったところで組織の在り方をどうするかをちょっと考えて、行動がしやすい組織をつくっていかないかんのじゃないかなと、私の提案として言っておきます。

以上です。

○委員長（上村和男君） よろしいですか。

何か総務部長が手を挙げたがっていますので、せっかくだから何か一言言ったほうがいいんじゃないですか。それで終わりにしますから。

○総務部長（嵯峨栄二君） 御意見を賜っております。昨日もございましたが、組織体制についてはまた柔軟な形で対応していくというところもございますので、そういった御意見参考にしながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） これで質疑はありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） これから休憩に入りますので、これで終わって、続きは1時からといたします。

しばらく休憩をいたします。お疲れさまでございました。

---

休憩 午前11時53分

再開 午後0時58分

---

○委員長（上村和男君） そうしたら、ちょうど時間となりましたので、午後からの予算審査常任委員会を再開させていただきます。

昼からは説明の職員が別になっていますので、嘉村部長から紹介をしていただいた後、

項目ごとに1項目ずつ説明をしていただくというふうにしたいと思います。

じゃあ嘉村部長、お願いいたします。

嘉村部長。

○健康福祉部長（嘉村千穂君） 職員が入れ替わりまして、保護課の職員が参っております。それぞれ自己紹介をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○保護課長（中島友子君） 保護課で課長をしております中島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○保護1担当係長（菅本貴之君） 保護課保護1担当係長、菅本と申します。よろしくお願いいたします。

○保護2担当係長（小山誠二君） 保護課保護2担当係長、小山です。よろしくお願い致します。

○委員長（上村和男君） では、95ページの項目から説明をお願いします。

中島課長。

○保護課長（中島友子君） それでは、審査資料95ページ、生活困窮者自立支援事業委託料扶助費の内訳について説明させていただきます。

事業予算額は1,838万3,000円です。

事業の目的は、生活困窮者自立支援事業につきましては、保護課で暮らしの困り事相談として、生活困窮者に対しまして、自立に向けた支援を行うものです。

事業の内容としましては、自立支援事業、家計改善支援事業、生活困窮者就労準備支援事業及び住居確保給付金支援事業を実施しております。

家計改善支援事業、生活困窮者就労準備支援事業につきましては、専門性を要することから委託により実施をしております。

まず、家計改善支援事業につきましては、令和元年7月から実施しております。暮らしの困り事相談におきまして家計に課題があると認められた場合につきましては、専門の支援員とともに家計改善の支援に取り組んでおります。予算としましては、479万6,000円を計上しております。

就労準備支援事業につきましては、令和4年度からの新規事業でございます。ひきこもり状態にあり、就労経験がなく、社会の関わりに不安を抱えてある方など、支援を必要とする方に対し、社会生活自立ができ、就労自立に向けて支援する事業でございます。この事業は、専門の支援員がアウトリーチから就労準備支援事業までを継続的に行っていくこ

ととなります。予算としましては、457万8,000円を計上しております。

次に、扶助費の支給としまして予算額547万2,000円です。失業者に対して、就労に向けた活動を行うなどの要件に、一定の期間、家賃相当額を直接大家さんに支援をするものです。支給限度額は記載のとおりとなっております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） 生活困窮者の就労準備支援事業、これまで委員会でもいろいろ質問してきたと思うんですけど、この生活困窮者のアウトリーチ支援事業で、アウトリーチで支援していくということなんですけども、当事者とか当事者の家族の集いの会を周辺市と連携してというお話をしてたかと思うんですけど、何かそういったものは予定されているのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（上村和男君） 中島課長。

○保護課長（中島友子君） この就労準備支援事業につきましては、令和4年度から新たに事業を行ってるところでございます。

相談を受ける方は、今まで仕事とかをされてる経験がない方で、やはり家にずうっといらっしゃった方を支援させていただいておりますので、まずは外に行くような活動を、今、実際に支援員が自宅に訪問させていただいて、近くのコミュニティセンターとか、近くの棚卸しをできるような仕事をするところとか、そういうところに行くことで外に出かけることができ、就労する前の段階を組むことができるようなプログラムを今組んでるところで、昨年度についてはそのような形で支援をさせていただいたところがございます。

○委員長（上村和男君） ほかにありませんか。

ちょっとあっちが早かったので。古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 扶助費ですけれども、これは生活保護申請に関係なく、一定期間家賃の扶助をしてもらえるのかということと、一定期間というのは大体どのくらい、最長どのくらいまでは大丈夫よというのはありますか。生活保護申請をしなくても、この扶助費というのは支給できるものかどうかです。

○委員長（上村和男君） 中島課長。

○保護課長（中島友子君） こちらについては、生活保護を受給する前の方に家賃相当額

を大家さんに払うことによって、その期間中に仕事を見つけて再就職をしていただくというような形で支援を考えております。まず、申請を受けたら、最初3か月支援をさせていただいて、また、その3か月内でハローワークに行くとかいうことが必須になっておりますので、ハローワークに行きながら仕事をまだ見つけられていない場合は3か月延長、そして、さらに3か月延長ということで、最大9か月支援をさせていただくような内容になっております。よろしいでしょうか。

○委員長（上村和男君） 質疑のある方。

春口委員。

○委員（春口 茜君） この事業に関連してなんですけれども、現在、日本の6人に一人の子どもが総体的貧困と言われていて、夏休みに給食がなくなるので御飯が食べれないという状況があるということで報道があったんですけれども、そういった子どもたちのために何か支援など考えておられますでしょうか。

○委員長（上村和男君） 中島課長。

○保護課長（中島友子君） ここの暮らしの困り事相談というのは、やはりその方に沿った相談窓口を受けさせていただいております。例えば子ども様ということであれば、関係機関、子育て支援課などと連携しながら、相談の内容は受けさせていただいて、その方に必要な何か受けられる支援があるかとか、児童扶養手当ができる……、何かできないかということで暮らしの困り事相談ではその方の困った相談を受けさせていただいてる窓口になっております。

○委員長（上村和男君） いいですか。相談に来れば関係部署と連携をして対応すると言っていますので、いいですね。

田中委員。

○委員（田中 允君） この失業者に対してということでございますが、コロナの関係で急に増えたとか、そういう状況というか、事情はどうなってますかね。

○委員長（上村和男君） 中島課長。

○保護課長（中島友子君） その住居確保給付金の分ですよね。やはり令和2年度と令和3年度については、支援件数が35件、29件とあったんですが、令和4年度については14件ということでしたので、内容から言ってやはりコロナ禍での失業等で家賃を払うのが難しかった方に支援させていただいたと考えております。

○委員長（上村和男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） では、質疑がないようですから、次の項目に移ります。

96ページ、お願いします。

中島課長。

○保護課長（中島友子君） 次に、96ページ、生活保護世帯数の総額の推移及び受給者見込みについて説明させていただきます。

事業の予算につきましては、27億2,056万4,000円です。

事業の目的は、生活保護法の規定に基づき、生活困窮程度に応じ最低限度の生活保障を行うものです。

事業の内容としましては、生活、住宅など八つの扶助を行うものです。

生活保護世帯と総額の推移は、平成29年度から令和3年度までは、表に掲げてあるとおりでございます。

受給者の見込みとしましては、令和4年度の状況でございますが、令和5年3月の保護世帯数が1,138世帯、受給者数が1,392人、保護率は1.34%となっております。令和5年度については、被保護者世帯数、扶助費ともに社会の情勢に大きく影響されますが、高止まりの状況で推移するものと見込んでおります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（上村和男君） では、質疑のある方は。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 1点あります。ケースワーカーさんの定数は、多分80世帯に一人だったと思うんですけれども、これは足りているのか。それで予算されているのか、お尋ねします。

○委員長（上村和男君） 中島課長。

○保護課長（中島友子君） 今、ケースワーカーは14人おりまして、今必要なケースワーカーの人数というのは、基準枠は14人になっておりますので、ケースワーカーの人数は満たしております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 生活保護をもらっていて、黙って仕事をする、ちょっとアルバイトとかね。で、その金を使ってしまう。後から分かって、生活保護費の中から1万円ずつ

分割で払いなさいと。そうしたときに、ぎりぎりの生活保護費で1万円が払えないというか、どうしたらいいのかなという相談を受けたことがあるんです。それは、使ったのは悪い。悪いけど、じゃあその生活保護費から1万円引かれたらどうしたらいいんですか。別の補助金か何か、この家賃手当とかもらえるんなら別だけどさ。ちょっとそこら辺りの考え方というか。まだその下のそれを救うような方法とかあるのかね。

○委員長（上村和男君） いいですか。中島課長。

○保護課長（中島友子君） 言われているとおり、生活保護をしていたら、働いてる収入というのは必ず報告していただいて、働いてる収入で足りない分を保護費で賄うようになっておりますので、もしそれが課税照会とかで分かった場合は、実際に保護費を多くお支払いしてましたので返してくださいということとさせていただきますのは、その方の家族構成とか、その方の収入状況に応じて、先ほど言うておられる1万円ではなかなか返すのは厳しいと言われる場合は、その方の個々の状況に合わせて、やはり多く保護費をお支払いさせていただいた分については、少しずつでも構いませんので返済をお願いしますということとやらせていただいております。

○委員長（上村和男君） では、質疑は以上ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） では、質疑は終了します。

所管課がこれで変わりますので、5分だけ休憩いたします。中島課長、お疲れでした。

○保護課長（中島友子君） ありがとうございます。

---

休憩 午後1時13分

再開 午後1時14分

---

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明に当たってくれる所管課が変わりましたので、嘉村部長から紹介をしていただいて、順次説明に入ってください。

嘉村部長。

○健康福祉部長（嘉村千穂君） それでは、職員が入れ替わりまして、高齢者支援課の職員が参っております。自己紹介をさせていただきます。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 高齢者支援課長の古田と申します。よろしくお願いい

たします。

○高齢者福祉支援課長補佐（真鍋美香子君） 同じく高齢者支援課、高齢者福祉担当の係長で真鍋といいます。よろしくお願いします。

○指定指導担当係長（平嶋 亮君） 高齢者支援課指定指導担当の係長の平嶋と申します。よろしくお願いします。

○委員長（上村和男君） それでは、早速、これは資料の97ページの項目から説明をお願いいたします。

古田課長ですかね。よろしくお願いします。古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） それでは、緊急通報システム事業の事業内容と目的について御説明をさせていただきます。

事業予算額でございます。341万6,000円でございます。

事業の目的、市内に居住するおおむね65歳以上の独居高齢者及び独居の障がい者、以下対象者といいます、に対し、日常的な安否の確認及び急病時の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、その福祉の増進に資するものでございます。

続きまして、事業の内容でございます。筑紫野市緊急通報装置貸与事業運営要綱に基づき、対象者に緊急通報装置を貸与し、近隣住民、協力員の協力を得ながら、緊急時の対応及び日常的な安否の確認を行うものでございます。

令和4年度は、電波法改正に伴い、使用ができなくなる装置の交換を実施しております。新規利用装置交換時は代行装置を貸与し、新規購入はしておりません。令和4年度予算におきまして新規購入する予定で計上しておりましたけれども、在庫で対応できたため、購入はしておりません。また、令和5年度予算においても新規購入の計上はしておりません。

続きまして、利用者の推移でございます。

年度末利用者、令和元年度209名、令和2年度197名、令和3年度166名、令和4年度135名、令和5年度の見込みが135名でございます。新規利用者、令和元年度19名、令和2年度11名、令和3年度12名、令和4年度13名、令和5年度の見込みが35名でございます。

説明については、以上になります。

○委員長（上村和男君） 説明をいただきました。質疑のある委員は手を挙げてお願いします。

白石委員。

○委員（白石卓也君） 毎回これをお尋ねさせていただいてるんですけど、だんだん利用

者が少なくなってきた、いろいろ使い勝手の面で大分検討しないといけない時期に来てるんじゃないかなということで、私も何度か質問させていただいてるんですが、いわゆる新たな仕組み、枠組みというか、システムというか、そういうものを考えていく時期に来てると思うんですけども、どのように捉えておられるかお聞かせください。

○委員長（上村和男君） 古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 今後の予定といたしますか、進め方なんですけれども、今現在の機器に追加のサービスといたしまして、見守りのセンサーであったり、あと、協力員がいなくても駆けつけていただく駆けつけの機能をつけたもので、拡充して対応していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 白石委員。

○委員（白石卓也君） 確認ですけど、今のシステムに追加してそういう機能をつけていくという意味ですか。

○委員長（上村和男君） 課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） はい、おっしゃるとおりで、今現在、固定の装置がありますけれども、それに追加してセンサーをつけたりとかができます。それと、駆けつけ機能については、業者に問い合わせたところ、そういった対応もできるというところで、そういった機能も付加していきたいと考えておるところでございます。

○委員長（上村和男君） 白石委員。

○委員（白石卓也君） すいません、細かい質問で。今の装置はまだ固定電話は要るんですかね。必要なんですかね。

○委員長（上村和男君） 課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 固定電話の回線がある方につきましては、固定の回線を使つての機器になります。ない方につきましては、携帯電話型のものになります。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 質疑のある方は。

坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） 年度末利用者数が年々減ってるというのは、何か理由があるんでしょうか。確認です。

○委員長（上村和男君） 古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 今、高齢者でもスマートフォンとか携帯電話をお持ちの方がおまして、それらのものを使って、何かあったときはすぐにでも連絡できるというようなところで減っているのではないかと、こちらでは捉えておるところでございます。以上でございます。

○委員長（上村和男君） 西村委員。

○委員（西村和子君） 見守りセンサーがつくということでしたけれど、135人全員の分がつくのかということと、具体的にどういうセンサーになるかということと、三つ目が、今年度見込みで35人が新規利用者となってると思うんですけど、これはどういう根拠で算出されたのか、お尋ねします。

○委員長（上村和男君） いいですか。ちょっと休みますか。

では、ちょっと休みます。

————— . ————— . —————  
休憩 午後 1 時21分

再開 午後 1 時22分  
————— . ————— . —————

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 最初の1点目のものですが、センサーの取付けにつきましては、一応希望をお聞きして、希望があればというところで考えておるところでございます。大体こちらの見込みとしましては、6割、7割ぐらいの方が希望するんじゃないかというところで予算をつけております。

それと、新規利用者の35名の根拠でございます。実は、こちらの令和5年度につきましては、4月1日からの使用ということで既に契約をしておるところなんですけれども、その契約においてでもセンサーとか、あと、駆けつけ機能をつけたところで、一応そういった仕様で契約を行ったところでございます。そういう機能が追加されれば、また利用者が増えてくるんじゃないかというところで一応35名というところで新規見込みを立てているところでございます。

○委員長（上村和男君） 西村委員。

○委員（西村和子君） 二つ目のどういうセンサーかというところをお答えいただけないんですけど、今までお答えいただいているところは、私たちがそういう機能をつけた機種

というか、システムに変えるべきだということに近づいてきているのかなと思うんですけど、具体的にそのセンサーというのが、例えば動きを察知して、一定期間動きがないと通報するとかあるじゃないですか。どういうシステムなのかを再度お尋ねします。

○委員長（上村和男君） 古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） センサーにつきましては、一定時間動きがないような形になりましたらコールセンターのほうにそういった通報が行きまして、そこから協力員なり駆けつけの業務の方につながるというシステムになっておるところでございます。

○委員長（上村和男君） 西村委員。

○委員（西村和子君） そういう機能が拡充されて充実してきたというのはよかったかなと思うんですけど、そういうふうに改善されているということは民生委員とか自治会とかには御案内は届いてるんでしょうか。

○委員長（上村和男君） 課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） すみません、一応そのような形で契約をする予定でこのような見込みを立てたんですけども、結局金額が合わなくて契約がちょっと不調になっておりまして、その影響で今年度も同じ形になっております。今言ったような機能は、来年度以降、またほかのことも含めて見直して図りたいと考えておるところでございます。申し訳ございません。ちょっと説明が前後いたしましたけど。

○委員長（上村和男君） ちょっと待つて。この予算が通ると、さっき言ったような新しい機能をつけたものに変えることができるという話じゃないんですか。そうでもないんですか。

○高齢者支援課長（古田浩明君） そうですね。令和5年度の予算におきましては、一応そのような見込みで立てたんですけども、結局、不調に終わってしまいましたので、今までの契約をそのまま随意契約したという流れで今年度は行くこととなります。すみません、ちょっと説明が前後しました。申し訳ございません。

○委員長（上村和男君） そうすると、この予算は要らないことになるでしょう。減らすかどうかしなければならぬから、まだ努力をする最中ですよと言ってくれないと、これは通らないよ、あんた。古いやつでそのまま随意契約してますと言ってしまったら、これは録音してるからあれですけど、本当はそういうことは言わないほうがいいですよ。幾ら何でも。それを黙って予算委員会が通しましたという話になると、ちょっと立場がなくなるので、しばらく休憩しますから答弁をやり直してください。

しばらく休憩します。

---

休憩 午後 1 時27分

再開 午後 1 時35分

---

○委員長（上村和男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

課長から御答弁を願います。

古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 令和5年度の契約につきましては、暫定予算で4月1日から利用を開始するために、駆けつけ機能と人感センサーを追加して既に3月に入札を行ってございましたけれども、金額が合わずに不調となりました。そして、引き続き令和3年度同じ内容で随意契約をしているところでございます。

今後、人感センサーや駆けつけ機能の追加を含めて、また交付金の活用等も含めて見直しを図りたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） じゃあ、あとは。吉村委員がたつての手を挙げていますから。

○委員（吉村陽一君） 緊急通報が実際にあった件数とかというのが分かれば、教えていただければと思います。すみません。

○委員長（上村和男君） 古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 緊急通報の件数ですけれども、30件あっております。そのうち救急隊を要請したのが15件、協力員が対応したのが15件となっております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） それじゃあ、いろいろ御意見や質疑もありましょうが、答弁がございましたとおり、皆さん、一緒にこれからの動向を注視していくということで、この場は御理解いただきたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） それでは、次の項目に移りますが、99ページ、お願いいたします。

古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） それでは、地域密着型施設等整備補助事業の事業内容

について御説明させていただきます。

事業予算額は、7,829万7,000円でございます。

事業の目的、第8期介護保険事業計画、令和3年度から令和5年度において、令和5年度に整備を行う地域密着型サービスについて、開設する事業者の支援を実施するものでございます。

続きまして、事業の内容でございます。

地域密着型サービス等整備補助金3,778万円。開設工事の費用について補助するものでございます。対象となるサービスと補助金の上限額は小規模多機能型居宅介護事業所、こちらは2,688万円の1施設です。続きまして、認知症対応型通所介護事業所、こちらは1,090万円で1施設となっております。

続きまして、施設開設準備費補助金でございます。4,051万7,000円を計上しております。開設前に必要な設備整備、備品購入費などの経費について補助するものでございます。対象となるサービスと補助金の上限額は、認知症対応型共同生活介護事業所、こちらは、1施設、1,207万8,000円でございます。小規模多機能型居宅介護事業所、こちらにつきましましては603万9,000円で、1施設でございます。定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、こちらにつきましましては、2,240万円で2施設となっております。1,120万円の2施設で2,240万円となっております。

財源といたしましては、福岡県地域密着型施設等整備補助金から10割を充当することになっております。

説明については、以上でございます。

○委員長（上村和男君） 質疑のある委員は。じゃあ今度は逆に行きましょう。

田中委員。

○委員（田中 允君） この地域密着型サービス開設というのは、既存の施設が追加事業などでいろいろやっていくというところもあるわけですか。だから、今までこの地域密着型とか小規模多機能とかいって採算が取れないからと言ってやめたところがあったんじゃないですか。1回改修して。そういうケースはなかったですか。

○委員長（上村和男君） 改修できなかったところはありますけど、途中でやめたというのはないよ。

○委員（田中 允君） 途中でやめたというか、採算が取れなかったから。

○委員長（上村和男君） 課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 廃止になっておる事業所はございません。休止というところがありますけれども、廃止というものはございません。

○委員長（上村和男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） だから、その休止になった理由がさ、補助金が足りないからか、その対象者が少ないからと、そこら辺りを把握して先に進まんと、この事業が成功するとは言えませんよ。

○委員長（上村和男君） 古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 休止の理由といたしましては、介護の人材がやはり確保できないというところで、今現在のところ休止しているという事業所があるというところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） しばらく休憩します。

—————・—————・—————  
休憩 午後 1 時42分

再開 午後 1 時42分  
—————・—————・—————

○委員長（上村和男君） 休憩前に続き会議を開きますが、田中委員の質問に答えていただけますか。もう少し休憩しましょうか。

しばらく休憩します。55分に始めますから、10分間休みます。

—————・—————・—————  
休憩 午後 1 時43分

再開 午後 1 時53分  
—————・—————・—————

○委員長（上村和男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

部長からやりますか。課長がやりますか。

じゃあ古田課長、答弁をお願いします。

古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 先ほどの御質問の中で、事業所が休止しているところがあるというところでの説明の中で、人材が不足しているということを言いましたけれども、理由の一つであるということをちょっと修正させていただきまして、その上で、今、

この公募をするに当たって、近隣でこういった事業を行っている事業所に個別に声をかけさせていただいて意向を確認しているところでございます。また、その中で人材が不足しているとかそういった理由がありましたら、そういったことを課題と捉えて、今後、進めていく上で分析していきたいと考えてるところでございます。

○委員長（上村和男君） よろしいですか。お互いにこれを進める上では共通の認識といますか、課題があると、課長もそういうふうに思っておられるので、あとは努力をしていただくというふうにさせていただきたいと思っておりますので、質疑はありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） それでは、これで高齢者支援課の項目は終わりです。お疲れでございました。大変でしたね。部長もいなくなるんだ、お疲れでした。

---

休憩 午後 1 時55分

再開 午後 1 時56分

---

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き会議を開きたいと思っております。

教育部に替わりましたので、教育部長おいでですから御挨拶を一言いただいた上で、説明に当たる職員の方を紹介して、1項目ずつ説明に入ってもらいたいと思っております。

長澤部長、お願いします。

○教育部長（長澤龍彦君） 皆さん、こんにちは。教育部長の長澤でございます。

本日の一般会計予算審査、教育部の集中審査事項17件につきまして、何とぞよろしくお願ひいたします。

それでは、所管課が教育政策課、それと、学校教育課は関連がございますので、出席しております職員が自己紹介いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○教育政策課長（轟 治峰君） 皆さん、こんにちは。教育政策課長の轟と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○庶務担当係長（山内徳章君） こんにちは。庶務担当係長の山内と申します。よろしくお願ひいたします。

○学校教育課長（高木美智子君） こんにちは。学校教育課長の高木と申します。よろしくお願ひいたします。

○委員長（上村和男君） それでは、100ページから、轟課長から説明いただくんです

ね。

轟課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） それでは、審査資料の100ページの小中学校普通教室、特別教室の状況につきまして御説明申し上げます。

各学校ごとにまとめたもので、県に報告している5月1日現在の情報となります。表の左側から、学校名となっておりまして、小学校が11校、中学校が5校、計16校でございます。次に、普通教室数、特別教室数、運動場の面積を記載させていただいております。各学校ごとの数値につきましては、お読み取りいただければと思います。

説明につきましては、以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は挙手を願います。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 今、国のほうで少人数学級、35人学級というところで、令和5年度は小学校4年生を35人学級にするような目標にはなってると思うんですが、これについて、今、教室数とか足りているのかお尋ねします。

○委員長（上村和男君） 轟課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） 現状で教室数は足りている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） ほかにありますか。

田中委員。

○委員（田中 允君） この特別教室の内容をお願いします。それと、今、間に合っているというのは、特別教室やらは使わないで間に合ってるということですかね。表現は悪いけど、特別教室の理科室やらを使ったりして教室にしたりとか、一時そういうことがあったから。プレハブを建てたりしてとか。だから、そこら辺りの間にあってますという状況を。

○委員長（上村和男君） 質問の趣旨は分かっていますね。

轟課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） それでは、まず1点目の特別教室の内訳ですが、特別教室というのは理科室、それから、音楽室、図工室、家庭科室、コンピューター室、図書室、特別活動室などのことをいいます。

それから、学級数は足りているのかどうかということにつきましては、普通学級につい

では全て網羅されております。それと、特別教室につきましては、大規模校につきましては、例えば図工室を普通教室に転用したりするとか、そういった状況で普通教室のほうを確保するような状況となっております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） ほかに質疑はありませんか。

吉村委員。

○委員（吉村陽一君） すみません、これは運動場面積も出てると思うんですけども、個別に筑紫小学校の事案でいくと、お昼休みに運動場を使って遊ぶことが1学年週に2回程度だったかな。そのぐらいしかできないとか、あと、ボール遊びが禁止になってるとか、そういったことを伺ったことがあるんですけども、この教室数と運動場の面積を見ていると、ほかの学校でもそういったことが起こってる事例というか、同じ状況があるのかなというところで、筑紫小学校だけしか聞いてないですけども、非常に運動場の面積が少なく、子どもたちが遊ぶ環境がないと。非常に困ってるという声も聞いたもんですから、ほかの学校の状況とかも併せてお伺いできたらと思います。

○委員長（上村和男君） 轟課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） 非常に混雑している学校につきましては、やはり1,000人超えの二日市東小学校、こちらが筑紫小学校と同じような状況でございます。グラウンドで昼休みに遊ぶのにつきましても、筑紫小学校と同じように曜日を分けて子どもさんに遊んでもらうというような状況であると認識しております。大変混雑しているということは認識しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 吉村委員。

○委員（吉村陽一君） すみません、その2校が大変混雑してるということで今お伺いしたんですけども、それに対する今後の対応策というか、解決策であるとか、そういったところがあればお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（上村和男君） 轟課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） 現状では、用地を取得してのグラウンドの確保とかいう計画はございませんが、やはり学校の御尽力、それから、工夫をしていただくことで子どもたちには安全に遊んでいただきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 西村委員。

○委員（西村和子君） 関連してですけれど、二日市北小は両方のクラスを合わせると55、例えば阿志岐のところは17ですけど、グラウンドの面積はほぼ同じだと思うんですね。これって東小とか、今言われてる筑紫小学校とかは、基準には問題なく運営されてるんでしょうか。

○委員長（上村和男君） 轟課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） 国の定める基準がございまして、児童生徒数によって異なっておりまして、大きいところで例えて申し上げますけれど、例えば児童生徒数が720人を超える学校の場合、小学校にあっては広さが7,200平方メートル以上、それから、中学校にあっては広さが8,400平方メートル以上となっております、この基準を小学校、中学校に照らし合わせて見てみますと、学校規模によって違うんですけれど、基準は全て満たしている状況ではございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） そしたら、私のほうから一言だけ申し上げておきます。

各学校の格段の努力によって何とかして支障がないようにしていただいておりますというお話がありましたが、その各学校による格段の努力では済まないところまでそろそろ来かかっているという危機認識は、教育委員会としても持っていておいたほうがいいんじゃないかと思います。現場からは悲鳴のような声が聞こえてきていますので、努力の範囲を超えるかもしれないというぎりぎりのところだと。それだけはここで申し上げておきたいと思っております。

じゃあ次に移ります。

次は101ページです。

轟課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） 審査資料101ページの二日市東小学校児童クラブ室増築事業の事業内容につきまして、御説明申し上げます。

事業予算は、452万7,000円でございます。

事業の目的は、二日市東小学校の児童数の増加に伴い、児童クラブ室の増築を計画するものでございます。

事業の内容についてですが、学校教育課からの依頼に基づき、二日市東小学校児童クラブ室を増築するため、設計業務委託を行うものでございます。

次に、参照すべき情報といたしまして、二日市東小学校における児童数、放課後児童クラブ児童数の推計でございます。令和5年度、小学校児童数1,123人、放課後児童クラブ児童数221人に対し、令和9年度、小学校児童数1,186人、放課後児童クラブ児童数231人となっております。

説明につきましては、以上でございます。

○委員長（上村和男君） 質疑のある方は。

赤司祥一委員。

○委員（赤司祥一君） 3点ありまして、今回増築ということなんですけれども、そもそも児童数何人分がキャパだったのかというのが一つと、実際児童1人当たり1.65平米という基準は何かで見たんですけれども、今回面積はどれぐらい拡張して、それによって何人入るようにキャパが拡大するのかというのが二つ目と、あとは、増えることによって職員不足だったりとか、その辺りは大丈夫なのかという、この3点、お伺いしたいです。

○委員長（上村和男君） 轟課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） すみません、3点目をもう一度お願いいたします。

○委員（赤司祥一君） 実際児童数も増える中で、学童の職員さんの不足とかが起きないのか、そういうリスクはないのかどうかというところをお願いします。

○委員長（上村和男君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後2時09分

再開 午後2時11分

---

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

轟課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） それでは、まず1点目のキャパシティーの問題ですけれども、現施設から申し上げますと、キャパは215名でございます。

拡張面積につきましては、これから、学校、それから、学校教育課、建築課と協議を進めながら決めてまいりたいと考えているところでございます。これから学童を利用される方も増えてくると思いますので、待機児童がないように設計してまいりたいとは思います

が、一方で、過大な設計にもならないように注意をしながら業務を行ってまいりたいと思っております。

最後に、職員数につきましては、運営を委託しておりますNPO法人ちくしっ子ネットワークさんと協議を重ねながら、必要に応じて増やしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 今後の5年間の推移が掲載されておりますけども、令和5年度から令和9年度まで右肩上がり小学校の児童数も増加傾向であり、また、放課後児童クラブの児童数も増加傾向であるのかなと考えてるんですけども、筑紫野市の保育所の待機児童数の推移も見ていただければ分かると思うんですけども、共働き世帯、そういった保育を必要とする世帯が増えていっている中で、この令和9年度が今、現段階で出ている数値ではございますけれども、いつ頃ピークとして捉えておられるのかというのが1点と、あとは、今回増築する上で、先ほどもグラウンドの問題もございましたけれども、二日市小学校のグラウンドが児童数に対して不足というか、不十分じゃないかということもあるんですけども、今回、この設計、増築を計画する上でどちらに増築する方針なのかというの併せてお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（上村和男君） 轟課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） まず、児童生徒数の推計のピークでございますけれど、令和10年度がピークではなかろうかと、現時点の推計では考えております。それを境に微減に転じるのではないかと考えてるところでございます。

続きまして、学童の設置場所とかにつきましては、先ほども申しあげましたように、学校、それから、学校教育課、建築課と協議を重ねながら建築物の位置、それから、規模、その他の仕様について決定させていただきたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） 今後の計画といいますか、例えば支援員の方から山口小のほうも足りないというような声を伺ったりするんですけど、今年度は二日市東小の学童ですけど、今後の計画が今現時点で分かるのでしょうか。

○委員長（上村和男君） 轟課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） やはり児童数が多い二日市小学校辺りが、計画ではない

んですけれど、懸念されるところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） ほかはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） ないようでしたら、私から一つだけお尋ねなんです、二日市東小学校の学童の教室は、体育館の1階に造られた画期的なものであったんですが、それが狭くなって、別棟に造るということになるんですか。

轟課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） 今、委員長がおっしゃれるとおり、あそこの体育館の下の学童の部屋が手狭になっておりまして、先ほども申しあげましたように、この推計によりますと子どもさんたちが増えてくるということでございますので、拡張も検討してみたいんですけれど、現在のところは別棟で建ててはどうかという案を持っているところではございますが、やはり学校の敷地を使わせていただくということもございまして、学校の御意見なども取り入れながら、これから検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） それじゃ、いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） 次の項目に移ります。

102ページ。

轟課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） それでは、102ページの小学校施設維持管理事業の工事内容につきまして御説明申し上げます。

事業予算額、4億1,577万円。そのうち工事請負費につきましては、1億5,907万4,000円でございます。

次に、事業の目的でございますが、小学校の環境衛生の維持改善を図り、施設設備の点検を適切に行い、必要に応じ補修等危険防止措置を講じ、安全な環境の維持を図るものでございます。

次に、事業の内容でございますが、小学校の施設維持管理及び施設の修繕、営繕工事でございます。

まず、上から原田小学校のエレベーター更新工事についてでございます。原田小学校のエレベーターが、設置後の経過年数が一番長く、保守点検の結果、安全性の確保の観点から更新工事を行うものでございます。

次に、筑紫小学校の職員室増築工事についてですが、児童数の増加に伴い職員数も増加しまして、職員室が手狭な状態になっておりますので、筑紫小学校職員室を約49平米拡張させていただきまして、広さを確保するというものでございます。

次に、屋上防水改修工事についてですが、山口小の特別教室棟、それから、原田小の特別教室棟につきまして、防水機能の劣化が激しいため、改修工事を行うものでございます。

次に、防犯カメラの設置更新工事につきましては、工事の対象校が二日市小学校、阿志岐小学校、山家小学校、山口小学校、原田小学校、筑紫東小学校となっております。児童の安全を守るために、正門、それから、玄関及び昇降口の防犯カメラ設置更新を行うものでございます。

そのほかに、二日市東小学校の渡り廊下一部改修工事、二日市北小昇降口前ベンチ改修工事、二日市北小職員室拡張工事、山家小学校正門門扉改修工事などを予定しております。

そのほかに緊急対応が必要な工事費としまして、緊急工事対応工事費を計上させていただいております。

説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 質疑のある方は挙手をお願いします。いいですか。

原口委員。

○委員（原口政信君） この間も前回言ってたと思いますけど、事業の内容、予算の内訳はどういうふうになってますか。

○委員長（上村和男君） 轟課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） それぞれの積算額につきましては、入札事務に支障がございますので、具体的な額につきましては差し控えさせていただきたいと思っております。この工事の補助工事として5,661万5,000円、それから、単独工事費として1億245万9,000円。単独工事費のうち緊急工事費として900万円を計上させていただいてるところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 原口委員。

○委員（原口政信君） エレベーターがついていない学校の件はどういうふうになりましたか。

○委員長（上村和男君） 轟課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） エレベーターの未設置校につきましては、阿志岐小学校と山家小学校の2校となっております。これまで配慮を要する児童生徒が在籍する学校にエレベーターを新設してまいりましたので、当該2校につきましては設置がなかったものでございますけれど、これからはインクルーシブ教育の推進に向けた視点とか、学校施設のバリアフリーの視点などを持った整備検討が必要であると考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（原口政信君） ありがとうございます。

○委員長（上村和男君） 西村委員。

○委員（西村和子君） 筑紫小学校の職員室のところは49平米と書いてあって分かったんですけど、北小のところも下のほうに書いてあるんですけど、上のほうが書いてあって下のほうが書いてないと何かすごく差があるのかなと思うんですけど、必要なところは小さいのかなと思うんですけど、具体的にお願いできますか。

○委員長（上村和男君） 轟課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） まず、筑紫小学校の工事につきましては、踊り場が南側にありますけれど、そちらに壁を広げる形の工事をさせていただき予定とさせていただいているものに対しまして、二日市北小学校の職員室の増築につきましては、部屋の中に間仕切りがございます。間仕切りをしていただいて資料室として使われているところを職員室として使いたいということですので、間仕切りを撤去して整備する工事となっておりますので、今、委員おっしゃられるとおりの規模が小さい工事というところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） それでは、盛りだくさんですから、次へ移ります。

103ページ。

轟課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） 審査資料103ページ、小中学校スクールサポートスタッフ等配置事業の事業内容につきまして、御説明申し上げます。

事業予算額391万円を小学校スクールサポートスタッフ等配置事業として、それから、事業予算額177万8,000円を中学校スクールサポートスタッフ等配置事業として計上させていただいております。

事業の目的についてですが、教員の負担軽減を図り、働き方改革を推進するとともに、児童生徒と向き合う時間の確保や教材研究等に注力できるよう、教員のサポートを行うことを目的とするものでございます。

事業の内容につきましては、資料作成や授業・行事の準備補助などの業務を行うスクールサポートスタッフ、学習支援員、教員業務支援員を各学校の希望に応じて配置するものでございます。学習支援員につきましては、主に学習の補助や担任の業務支援を行うものでございます。教員業務支援員につきましては、資料の印刷や行事補助などの簡易事務全般を行うものでございます。各支援員の配置状況につきましては、表のとおりとなっております。

説明につきましては、以上でございます。

○委員長（上村和男君） 質疑のある方は。

西村委員。

○委員（西村和子君） 教員業務支援員のほうは特に資格は要らないのかなと思うんですけど、学習支援員のほうは資格を要するのかなというのが1点と、ちょっと分野は違うんですけど、保育士の補助員と似たような印象を受けるんですね。何と言うのかな、子どもたちにとっては同じように先生に見えるんじゃないかなと思うんですね。そういう意味で言うと、どう言ったらいいのかな、過重な業務にならないような配慮というか、そういうのはどんなふうになさるのかなというのをお尋ねします。

○委員長（上村和男君） 質問の趣旨が分かっていませんか。質問の趣旨は分かっているね。

ちょっと休みます。

---

休憩 午後2時27分

再開 午後2時30分

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

私のはついででしたから、西村委員の質問に教えてください。

轟課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） 失礼いたします。まず、学習支援員さんの免許等が必要かどうかという点につきましては、免許等が条件にはなっておりませんので、免許のない方でも学習支援員にはなり得るんですけれど、やはり担任の先生でありますとか教科担任の先生と一緒に、委員おっしゃられるように教室に入っていきますので、学習に関する教養のある方を中心に雇っていただいているのが実情だと思います。

この学習支援員の主な業務につきましては、担任の先生でありますとか教科担任の先生方と一緒に授業を行いますものの、どちらかというとサポート的な業務になってまいりますので、万一、支援員の方に負担が大きくなるというような状況がございましたら、やはり学校の管理でもありますので、学校の校長先生でありますとか教育委員会のほうから指導、助言をしてみたいとは考えております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） すみません、この表の見方でちょっと確認なんですけど、一番下ですね、学習支援員配置予定がありまして、実配置があつて、小学校を足すと学習支援員は12人なんです。実配置が7人だったら、あと5人を入れるという捉え方になるのでしょうか。

教員業務支援員は全部、今、実配置がゼロなので、配置予定11人。そうしたら、この391万円というのは11人分の人件費と考えていいのか、ちょっと見方が分からないので教えていただければと思います。

○教育部長（長澤龍彦君） すみません、休憩をよろしいでしょうか。

○委員長（上村和男君） しばらく休憩します。

休憩 午後2時32分

再開 午後2時33分

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

轟課長、お願いします。

○教育政策課長（轟 治峰君） 失礼いたします。予算額の内訳ですけれど、筑紫小学校が2になっているところが、規模が大きいのでここは2人配置ですが、基本的には各学校1人ずつ配置したいということでございますので、筑紫小学校の2も合わせまして、小学校につきましては12人分、中学校につきましては5人分、それぞれ支援員さんごとの合計の予算の計上を、小学校と中学校と別に計上させていただいているということでございます。

失礼しました。教員業務支援員につきましては、配置予定数、筑紫小学校は1となっておりますので11人分ということでございます。

すみません、もう1回説明させていただきます。

学習支援員につきましては、まず小学校が12人分、それから中学校が5人分でございます。続きまして、教員業務支援員につきましては、小学校が11人分、中学校が5人分でございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） ありがとうございます。上の事業予算でいうと、小学校と中学校と分かれていますので、小学校の391万円は23人分、中学校が10人分になると思うんですけど、これは短時間になるということで考えていいんですか。普通に割るとすごく安くなるので、時間帯とか教えてください。

○委員長（上村和男君） 轟課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） 委員おっしゃられるように、1日2時間とか3時間程度の勤務時間になろうかと考えております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 西村委員。

○委員（西村和子君） それと、毎日ではないんですか。週何日になるんでしょうか。

○委員長（上村和男君） 轟課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） 週5日でございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） これはどんなふうにして人員を募集といたしますか、もう実際始

まっているのかもしれないんですけど。

○委員長（上村和男君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 市のほうの会計年度任用職員のほうに登録していただいた方の中から見つけたり、あとは学校のほうで、学校のメールとかいろんな情報を使って学校から推薦していただいたりとか、そういったことで任用しています。

○委員長（上村和男君） では、いいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） じゃあ、次の項目に移ります。104ページ。

轟課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） それでは、審査資料104ページ、小学校プール改修事業の工事内容につきまして御説明申し上げます。

事業予算額7,659万3,000円、そのうち工事請負費は7,026万8,000円でございます。

次に事業の目的につきましては、授業や夏季休業中のプール開放などで使用する二日市北小学校のプールを安全に利用できるよう、老朽化したプール改修を行うものでございます。

次に事業の内容についてですが、市内の小中学校の中で設置年数が最も古く、老朽化が著しい二日市北小学校のプール槽及びプールサイド、更衣室の改修工事を行うものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（上村和男君） 質疑のある方は。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） これまでに二日市北小学校のプールにおいて、一部改修をしたとか修繕等は実施されてきたのかという、経緯もあれば教えていただけたらと思います。

○委員長（上村和男君） 轟課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） 小さな修繕レベルの工事は随時させていただいておりましたが、こういった大規模な工事につきましては初めてでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 八尋委員。

○委員（八尋一男君） 今回、大規模の修理を、二日市北小学校ですけど、今後の計画は、ほかの小学校も含めて、中学校も含めてあるんでしょうか。

○委員長（上村和男君） 轟課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） 現時点で、二日市北小学校の次に古いものが筑紫野中学校、それから二日市小学校でございますので、現場を確認させていただいて、必要性、緊急性を勘案して、次の工事計画に反映させてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 八尋委員。

○委員（八尋一男君） そうなりますと、これからずっと考えていくと、全部修理が必要になってくるとすると10億ぐらいかかってくると、勝手な想像ですけど。そうすると、筑紫野市には全然プールがないわけですから、新規にプールを造ったほうがいいんじゃないかというようなことも今後検討する必要があるのではないかと思って質問をしとるわけでございます。

以上です。

○委員長（上村和男君） あなたに答えさせるにはちょっとね、教育委員会も厳しいですね。

学校のプールはプールとしてきちんと整備しておく必要がありますので、教育施設ですからね。市民の娯楽施設ではありませんから。時々それに供するところもありますが、本来の任務はそこになっていますからね。八尋委員、混ぜ込まないでいただくとありがたいので。ただ、そういう問題意識があるということだけは御理解いただいて、きっとあなたたちの後ろに聞こえるように言ったんだと思います。

横尾委員に行きましょう。

○委員（横尾秋洋君） この件は、具体的に工事費が7,026万8,000円と出ていますので、もう既に入札が終わって業者も決まって、今年中に工事したら来年の夏に使えるというようなスケジュールでやっているのかどうかお尋ねします。

○委員長（上村和男君） 轟課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） まだ入札等は行っておりませんで、本年度中に設計業務、それから工事をさせていただきたいと考えております。

○委員長（上村和男君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 大体今までの慣例として、こうして金額がぼんと出てくると、もう入札金額が分かってしまうということであったので、できるだけそういう金額は具体的に知らせなかったのが普通だと思うんですけど、何か意図があってこれをしているのか、

お尋ねします。

○委員長（上村和男君） 轟課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） これにつきましては、工事箇所を分割して業務を発注するといった方法を考えておりますので、このような形で計上させていただいているということでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） ちょっと関連ですから、横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 分割先、例えば生コンは生コンを打つ、いろいろするという分離発注という意味なのか、ちょっとその辺が。教えてくださいませんか。

○委員長（上村和男君） 轟課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） 先ほど申し上げましたように、例えばですけれど、プール槽が一つありますが、プールサイドがコンクリートですのでプールサイドが一つ、それから更衣室、トイレが一つ、給排水設備が一つ、電気設備が一つとか、そういった形を今考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 横尾委員が言われたような分離分割発注ということを考えられているんですか。今分けたやつは。轟課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） トータルで今回計上させていただいておりますけれど、分離分割発注も含めて、これから検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 分かりました。いいですか。

西村委員。

○委員（西村和子君） 戻るようで申し訳ないんですけど、さっき八尋委員が言われたように、将来にわたって多額の更新の費用、経費がかかっていくということを念頭に、太宰府市では民間のスイミングスクールなどに事業を委託しているというのを聞いて私は非常に驚いたんですけど、教育効果も期待されるということと経費の面でそこを選択されたと思うんですが、そういうことを総合的に恐らく考えられたんだろうと思うんですね。それで、市民のプールが欲しいという声もあることも勘案して、更新していこうと決められたんじゃないかと思うんですけど、そういうことで間違いはないですか。（「委員長、質問いいですか」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村和男君） はい。

○委員（高原良視君） 今、御質問されている分は、学校のプールは要らないという前提で話をされているんですか。

○委員（西村和子君） いやいや、私は……。

○委員（高原良視君） いやいや、何かそういうふう聞こえるんですが、学校のプールは学校プール、市民プールは市民プールという形の中で議論をしないと、ここは今、学校のプールですよ。今あなたが言ってる分は、学校のプールは修繕せないかんだこのこの言いながら、そのお金がということ、市民が求めているとか、学校のプールは学校のプールで必要だということの大前提でお話しされているんですか。

○委員（西村和子君） はい、そうです。

○委員（高原良視君） そういうことでしょう。市民プールは市民プールだから……。

○委員長（上村和男君） ちょっと休憩しますのでね。

---

休憩 午後 2 時46分

再開 午後 2 時49分

---

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最後の轟課長の持分、105ページ、お願いいたします。轟課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） 審査資料105ページ、中学校施設維持管理事業の工事内容につきまして御説明申し上げます。

事業予算額 2億200万9,000円のうち、工事請負費7,090万7,000円でございます。

次に事業の目的についてですが、中学校の環境衛生の維持、改善を図り、施設設備の点検を適切に行い、必要に応じ補修等の危険防止措置を講じ、安全な環境の維持を図るものがございます。

次に事業の内容でございますが、中学校の維持管理及び施設の修繕、営繕工事を行うものでございます。上から、筑紫野南中学校空調設備設置更新工事でございます。老朽化による部品交換不能な空調設備の改修及び普通教室を予定する未設置箇所への設置を行うものでございます。

次に、筑紫野南中受変電設備更新工事についてでございます。市内小中学校の中で経過年数が30年と一番古く、保守点検の報告内容や安全性確保の観点から、受変電設備の更新

工事を行わせていただきたいというものでございます。これ以外に、二日市中学校の生徒昇降口雨漏り修繕工事、筑紫野中体育倉庫改修工事、筑山中、筑紫野南中テニスコート改修工事などを予定させていただいております。

最後に、緊急対応が必要な工事費として、緊急工事対応工事費を計上させていただいております。

説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は挙手を願います。

八尋委員。

○委員（八尋一男君） 筑紫野南中の空調設備設置更新工事ですけど、これは何年たっているんでしょうかね。それと、こういう大きな金額ですと、次またどこかが発生するのかなということも含めて、もし分かれば御説明をお願いしたいと思います。

○委員長（上村和男君） 轟課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） 筑紫野南中が平成5年に開校しております、設置が4年度の工事だと思っておりますけれど、それから考えますと30年は経過しているところでございます。

それから、次の工事予定につきましては、計画としてはございませんが、同時期に開校しております筑紫東小学校あたりがやはり古くなっておりますので、その辺りの工事の検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） じゃあ、これで教育政策課の質疑は終わりましたので、まだ続きますが、3時10分まで休みますので。15分間休みます。その代わりみんなで頑張って、ぱっと走ります。休憩します。

—————・—————・—————  
休憩 午後2時54分

再開 午後3時09分  
—————・—————・—————

○委員長（上村和男君） それでは、時間ですから、休憩前に引き続き会議を開きます。

これからは教育部の学校教育課の所管のところになりますが、さっきからいた人たちが

すよね。こちらは替わってるんだ。じゃあ、部長から紹介して何か言うてください。始める前に御挨拶です。

長澤部長。

○教育部長（長澤龍彦君） 所管課が学校教育課に替わりましたので、出席しています職員が自己紹介いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○学校教育課長（高木美智子君） 学校教育課長をしております高木と申します。よろしくお願ひします。

○学校教育担当係長（鶴澤 宏君） 学校教育課学校教育担当係長をしております鶴澤と申します。よろしくお願ひいたします。

○教育指導担当係長（山下 勝君） 学校教育課教育指導担当係長をしております山下と申します。よろしくお願ひいたします。

○委員長（上村和男君） 長澤部長。

○教育部長（長澤龍彦君） まず、資料の修正がございましたので、おわびを申し上げます。

読書活動推進事業、112ページになります。予算審査資料ですね。修正ということになりまして本当に申し訳ございません。課長のほうから修正箇所を説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○学校教育課長（高木美智子君） すみません、修正箇所を申し上げます。

112ページの表のところですけども、二日市小学校の図書標準が1万2,960となっておりますが、正しくは1万2,880となります。それと、もう1か所が筑紫東小学校の図書標準ですが、1万1,160となっておりますが1万760となります。2か所を修正いたしましたので、合計の欄が18万9,360となります。修正となりまして大変申し訳ございませんでした。

○教育部長（長澤龍彦君） 申し訳ございませんでした。

○委員長（上村和男君） いいですか。修正箇所、隣の人をカンニングしてちゃんとやっってください。

では、106ページから入りますので、高木課長から説明願ひます。高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） それでは、106ページ、小中学校教職員、児童生徒数について御説明させていただきます。

令和5年度の5月1日現在では、小学校11校の児童生徒数は6,093人で、教職員数合計

は445人となっております。また、中学校の生徒数につきましては3,079人、教職員の数は240人となっております。小中学校全体では、児童生徒数9,172人、教職員数685人となっております。

説明は以上になります。

○委員長（上村和男君） 何か質疑ある方。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） これは前回からずっと文教福祉委員会のほうで調査をさせていただいていたんですけども、小学校、中学校において教職員の不足数が生じているところがあれば教えていただけたらと思います。

○委員長（上村和男君） 高木課長。分かりますか。

○学校教育課長（高木美智子君） 先生の欠員数を学校ごとに申し上げます。

令和5年の5月1日現在ですけれども、二日市小学校が2人、二日市東小学校が2人、筑紫小学校が2人、二日市北小学校が3人、原田小学校が3人、筑紫東小学校が3人。中学校ですけど、二日市中学校が3人、筑山中学校が1人、筑紫野中学校が2人、天拝中学校が1人、筑紫野南中学校が1人。以上で23人となっております。

○委員長（上村和男君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 様々な努力がなされて、各校、県に要望したりとかされているかと思うんですけども、今年度も、5月1日現在でございますけれども不足しているということで、今年度の対応というところも含めて御説明していただけたらと思います。

○委員長（上村和男君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 欠員の要因については、産休、育休とか病休、専門科目の定数欠、様々ありますけども、県に対して引き続き継続して配置の要望を行っていき、また、市としても、教員を志す潜在的な人材を確保していきたいと考えております。

現在、筑紫野市学校人材登録フォームとあって、教員のほか、支援員なども広く、筑紫野市での勤務を希望する人を常時募集しております。登録された方の中から、学校で必要な人材をマッチングさせて雇用していくという方法を取っています。

また、そのほか、筑紫野市に配置されている先生方が子どもたちと向き合う時間が増えて、やりがいを感じていただけるように、どのような取組が必要かということ現場の先生方から意見を伺いながら、今後の施策に反映していきたいと考えています。

以上です。

○委員長（上村和男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 資料を請求するときに、次の107ページに県費負担教員配当定数というのをつけていただいて、これは昨年出ていた資料ですけれども、これでは県費で小学校が356人、中学校が194人で、都合550人が配置される予定で、今説明いただいたこの表の中の、私の計算では30人不足するのではないかなと思っていたら、今、各学校別に23人と言われたので、この県費負担の教員配当定数が、それぞれ今言われた数字とどういうふうに合うのか説明いただけたらと思います。

○委員長（上村和男君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 106ページの教職員数685、それと107ページの550のところに差があるということだろうと思うんですけど、106ページの教職員数というのは、県費負担の先生の数に加えて県費の事務職員や市の雇用の支援員など含んだ数になっていますので、そこでちょっと差が出ているというふうになっています。

○委員長（上村和男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 私がもしかしたら間違っているのかもしれないんですけど、例えば小学校の小計が、常勤の445、そのうち非正規50引く、うち支援員35人引く、非常勤34引いたら、これが本当だと小学校の小計、次のページの356にならないといけないんだらうけど実は326だと。中学校のほうは240引く23引く14引く9で、194で県費の配当数と同じなんです。じゃあ、326と194を足すと550になるので、520との差は30になるんじゃないかなと思っていたんです。そしたら、この二日市小学校44人配当が一つずつ元に戻って44であれば、本当だと50人引く14、44にはならないんですよ。

50人引く9引く3引く2が、本当であれば、さっき言われた教職員以外のうち非正規の9、3、2を引いたら44になるのかなと思ったら、そうではない。足りないのは2人だと言われたので、どういう計算なのかなと。

言いたいのは、本当はもっと足りないんじゃないかなというところなんです。23ではなくて30人不足しているのではないかなと思っているので、この数字の違いを1項ずつ説明していただけたらいいのかなと思っているんですけど。何か数え方が間違っていますかね。

○委員長（上村和男君） しばらく休憩します。

————— . ————— . —————  
休憩 午後3時21分

再開 午後3時22分

---

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） まず、この106ページの表と107ページの表と先ほど欠員数と申し上げたのと単純に比較ができないところがありまして、先ほど言ったように、この106ページの教職員数というのには事務の職員も含まれていますし、市で雇用している図書司書とか用務員さんとか、あと特別支援教育の支援員とか、そこあたりも含んでいるのと、あと欠員数のところは、人の人数もあるんですけど、例えば再任用の方2人で1人とカウントしたりとか、だから1人分足りない、そういったお話にもなってくるので、それでちょっと計算が合わないという形になろうかと思いますが。

配当定数というのは、あくまでも先生の配当すべき数ということになります、550人はですね。

○委員長（上村和男君） 中学校は、たまたま合ったということか。

○学校教育課長（高木美智子君） そうですね。

○委員長（上村和男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 先生方の働き方改革というか、学校が本当にブラックだと言われていて、そのことがまた先生になる人を少なくしているという状況が今、日本全国であると思うんだけど、少なくとも筑紫野市の小中学校を本来の先生の配置で運営できるような、適正な学校運営をするための配置数というのがちゃんとある中で、じゃあ本当に、どの辺の方が足りなくて手当てしないといけないのかということが分かるような表を今度はつくっていただきたい。この中に、言われたような学校図書司書もと。図書司書を入れたら、全校だから本当は15人ぐらい増えるわけですよ。そうしたら数字がまた合わなくなってくるんじゃないかなと一瞬思ったんですけども。

学校の運営に必要な数字が、本当にこれだけ必要なんだという数字で資料を出していただけならいいのかなと思います。でないと、本当であれば、県費負担の教員そのものが足りないから、こういう状況になっていると。議会からも県に対して県費の教員をきちんと配置してくださいというふうに言いたいときの基礎になる数字、確実なものを私たちが手に入れたいと思っているんです。だから、自分の中でこの表とこの表を突き合わせて、何で30人も足りないんだと思っている中で、今現実の学校の中で23人不足していますと。じ

やあ私が計算した30人との差、7人は、本当は必要な人なんじゃないかなと思っているのに、いやいや、そんなことはないです、23人でちゃんと学校運営できますということであれば、そういう表をきちんと書いていただいたら、じゃあ23人足りないんだということで県のほうに言いに行くと。

そういう資料になるようなものを今度決算のときにでもまた請求したいと思いますが、やはり行政だけでは、この問題は日本中全部で起こっている問題なので、何とか今、文科省だって、2025年に関連法ができて、ただ働きさせない、4%調整額を増やしますよと、それだけで1兆円かかると言われているんだけど、たかだか4%増やしただけで先生が職場というか学校に増えるとは思えない、もっと大きな枠組みで、先生も安心して働けるような学校にしていけないといけない、その基礎の数字を確実なものにしたいなというのでお願いしているのです。これで終わりたいと思います。要望という形で。

○委員長（上村和男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） だから、結局、欠員の先生の分をどんなにして回しよるかということが問題よね。そこをお願いします。

○委員長（上村和男君） まあ、無理をしながら回しているんですが。

高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 先ほどちょっと触れたと思うんですけど、やはり先生方にも産休とか育休を取っていただきたい、病休も取らざるを得ない、そういった状況がある中で、そういった先生方の代替となってくる講師の先生の配当がなかなか来ないと。そういうところで欠員になっているので、学校から、病休とか産休に入りますとって代替の先生をお願いしますということになりますので、そこを確実に県のほうに代替の先生を見つけていただかないといけないんですけれども、市としても、そういう講師をできる方があれば、市のほうから教育事務所のほうに話して、教育事務所のほうで雇っていただくといった形で……。

○委員（田中 允君） 現実、これで間に合つとるわけ。どんなにして間に合わしていきよるのかという中身を聞きよりたいな。

○委員長（上村和男君） 間に合っているか間に合っていないかは、現実がこうなっているという話でしょうから。足りないまま運営していますよね。

田中委員。

○委員（田中 允君） だから、その足りない部分をどのようにして学校の中でやりくり

していきよるか。そのやりくりができていれば、みんな問題ないわけだから、やりくりできている間は。それがやりくりできなくなったら問題だけど、やりくりできているなら、それはそれとして学校運用を評価せんといかん部分があるやない。そこら辺の問題。

○委員長（上村和男君） それじゃ、ちょっと会議を始めていますよね、これね。（「そうですよ」と呼ぶ者あり）会議中ですから、もう1回きちんといたします。

高木課長、質問にお答え願います。高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 実際は、担任を持たない先生として配属されている先生も担任を持たざるを得ないような状況にはあります。そうやって学校のほうで、本当は授業をしない教頭先生が授業をしたりとか、そういったことで、子どもたちの学習に影響が出ないように学校のほうで努力していただいて今はやっておりますけども、本当は、やはり先生をきちんと配当していただきたいと考えています。

○委員長（上村和男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 配置できないとかいう学校のクレームはどこに行くんですか。筑紫野市の教育委員会ではなくて県に行くわけでしょ、これは。どのような形で先生方の要望というか意見は、どのコースで先生たちの意見が酌み取られていくのか、そこら辺りをもう1回お願いします。

○委員長（上村和男君） 田中委員の質問にお答え願います。高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 学校のほうからは市のほうに要望といいますか、教育委員会に上がってきますので、教育委員会のほうから福岡県の教育委員会のほうへ要望をしているということになります。

○委員長（上村和男君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 先日、学校の採用関係のベテランの人と話していたら、やっぱりどうしてもマスコミからいろんな報道があって、学校の先生の成り手がだんだん減ってきたと。だから、教職員を受ける教育大学も減ってくるし、教育大学から卒業して学校の先生にならなくて普通の民間会社に入ってしまうということがあるということと、やっぱりどうしても待遇改善をしてほしいなど。給料の面からも、もう少し増やしてほしいということですから。

こういう問題は、筑紫野市とか一自治体でできるような問題じゃなくて、これはもう全国的に教員が不足しているということでしょうから、田中委員の質問のように、足りない中で学校側がうまく運用していったるのが現状でしょうから、本来からいうと、我々に言

われたのは、そういう議員とか政治に携わっている人が強く政府のほうに訴えて、待遇改善とか学校の先生の働き方改革とか、そういったことをしてほしいなど。そして教職員になったら、やっぱり職業としてすばらしいんですよと、教職員はすばらしいんだということ認識してもらおうような、私たち議員としてやってほしいなどある先生から言われたので、なるほどなと思っていました。

うちの教育委員会だけの問題じゃありませんので、我々が議会活動する中で学校のことをもう少し取り上げていくということで、上村委員長が前から引き継いであるように、教職員の意見書を国に出してくれということで全会一致で出しているけれども、なかなかその効果が上がらないという面もありますので、答えは求めませんが、そういう状況だなということ認識しております。

○委員長（上村和男君）　じゃあ、よろしいですか。できれば議会としては、この問題を所管しているのは文教福祉常任委員会でしょうから、そこでよくよく議論をしていただくか、議会全体として、教員不足についての国、県への要望書か意見書を提出するようなことを先々は……、ここで決めるわけにはいかないの、そういう御議論をいただいて。

横尾委員も言われるように、一自治体で済むような問題ではもうなくなっていると。実は文科省自身がそういう実情を、もうアンケートを取って、ブラックの職場だという結論を出していますよ。そういうふうになっているんだから、国がもう少し責任持ってちゃんとやれよと、声を大きくしてはいけませんが、岸田総理、少し考えたらどうですかとね。4%増やしたら1兆円というなら、1割増やして3兆円ぐらいあればいいんだったら3兆円増やせばいいじゃないですか。それが人づくりであり国づくりになると、みんなで声を上げて、党派会派を超えてみんなで要望するようなことが今問われていると思いますので、中途半端でここでいろいろ議論するよりも、相当煮詰まった議論はもうされていると思いますので、ぜひ別の機会、あるいは文教福祉常任委員会に取り扱っていただくとありがたいなと思っています。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君）　この議論はこれで、そういうふうにします。

次へ移ります。108から109。高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君）　続きまして、資料については108、109ページでございます。

令和4年度、令和5年度の児童クラブ運営委託料の内訳、令和3年度の各児童クラブ決

算、各児童クラブの児童数の推移、受入れ基準について御説明します。

まず、108ページから御説明します。

初めに児童クラブの受入れ基準についてですが、筑紫野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条の規定に基づき、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働などにより昼間家庭にいないことが入所基準になっております。なお、児童クラブの利用対象者は小学1年生から6年生までとなっています。

次に児童クラブ運営委託料の内訳についてですが、市内11小学校にある放課後児童クラブの運営については、NPO法人ちくしっ子ネットワークに委託をしております。表についてですが、市内11小学校の放課後児童クラブごとに、左から令和3年度決算、令和4年度予算、令和5年度予算の内訳を表にしております。令和3年度の決算につきましては合計8,583万1,488円となっています。令和4年度予算については1億492万4,000円を計上しています。令和5年度予算については1億705万3,000円を計上しているところです。

続いて109ページとなります。

令和2年度からの各児童クラブの児童数、年度別推移を記載しています。常設は、年間を通して受け入れている児童数、季節は、夏休みなど長期休業中のみ受入れをしている児童数です。令和2年度の児童数が1,365人、令和3年度が1,411人、令和4年度が1,481人でございます。

説明は以上です。

○委員長（上村和男君） 質疑のある方。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） これは文教の委員会のほうで配置基準について説明あったと思うんですけども、20人に対して大体1人ということなんですけど、インクルーシブ教育を進めていく中で、障がいを持った子どもの場合は2人につき1人が加配されるという基準にはなっていると思うんですけど、この予算の中で、そういったのを何かどこか含まれている予定とかありましたら教えていただければと思います。

○委員長（上村和男君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 支援が必要な子どもの人数は全体で8人、通年が8人、季節のほうで必要な子が1人。それに対して支援員の数が6人、そのところを含んだ予算となっています。

○委員長（上村和男君） 白石委員。

○委員（白石卓也君） まず、今年の春、実際に児童クラブに通われている方から、来年、つまり今の状況の中で受入れができないかもしれないという御相談があって、結局受け入れられて続けておられる、3年生の方なんですけど、実際この受入れ基準に合致して受入れができていない、つまりニーズに応えられてないような事例があるのかというのが1点。

それから、先ほどから教室の話も出てきますけど、いわゆるキャパシティーの問題ですよ。東小は建増しする予算が今年ついていますが、私が聞いた二日市小学校もかなり手狭になってきているという話も聞こえてきます。この辺ちょっと分かったら御説明いただければと思います。

○委員長（上村和男君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） まず、全ての子どもが入所できているのかというところだったと思うんですが、年度当初の申込み時点では全ての入所希望者を受け入れていません。中途入所の希望者のうち、支援員の一時的な不足などで入所の時期を若干調整させていただいているケースはございますが、基本的に入所の要件を満たされる場合には受入れをしていくようにということで、委託事業者とも協議をしているところです。

それと、先ほどの教育政策課のときもお話が出ていましたけれども、基本的には、学校の施設を活用しながら場所を確保することと、あとはそこで支援していただく支援員さんの確保、ここをしないと受入れができていけないので、そこは委託の事業者と共に協議し調整しながら、基本的に受入れをしていけるような体制を取っていきたいと思っています。

○委員長（上村和男君） 白石委員。

○委員（白石卓也君） 分かりました。どうしても学校の近くの施設ということになりますので、不足してくれば、先ほど説明していただいたように教室をお借りするということになると思いますので、学校とも十分連携を図っていただいて、困るのはやっぱり子どもたちなので、ぜひ子どもたちが快適に過ごせるように配慮していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（上村和男君） 前田委員がさっきから手を挙げています。はい。

○委員（前田倫宏君） 第6次総合計画の中でも、学童保育において待機児童はゼロというふうに定められておりますので、そこは留意していただけたらなと思います。

その中で、保護者の方からいろいろな要望等をお聞きする場面があるんですけども、

行政と委託のNPO法人さんとの関わり、また、その保護者の声をどのように反映しているのか、その点、その流れとといいますか、市民の要望を上げるというのは、どのようなところが担っているのか教えていただけたらと思います。

○委員長（上村和男君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） まず、NPOのほうでも保護者の方にアンケート等は取っておられるんですが、市のほうでも保護者の方にアンケートを取っておりまして、その中でどのような御意見があるのかを確認しながらNPOと協議をしていっているところになります。

以上です。

○委員長（上村和男君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） この予算、令和3年、4年、108ページですけど、軒並み皆さん各学校が、予算、5年度は4年度に比べて増えているんですが、その中であって二日市北と、あと原田小学校、それから天拝小学校、こちらのほうの予算が、特に二日市北とか大きく100万以上下がっているんですけど、何か大きな要因があるんでしょうか。

○委員長（上村和男君） しばらく休憩します。

—————・—————・—————  
休憩 午後3時45分

再開 午後3時46分  
—————・—————・—————

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 基本的に、これはクラブごとにNPOから上がってきたものを基にしているんですけども、今、詳細を手元に持ち合わせませんので、要因といたしますか、そこはちょっと今確認ができないので、後ほど確認をしてということでもよろしいでしょうか。

○委員長（上村和男君） 大きく何か動いているときは確かめといてください。委託しているところですから、所管がそれをどうなのかなと聞かないと、何かが起こっているおそれがありますので、よろしく願いしておきます。

○学校教育課長（高木美智子君） はい。

○委員長（上村和男君） 宮崎委員、それでよろしいですか。

○委員（宮崎吉弘君） はい。

○委員長（上村和男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） なければ、次へ行きます。

112、読書活動推進事業ですね。説明をお願いします。

○学校教育課長（高木美智子君） 続きまして、112ページです。読書活動推進事業については、学校生活において子どもたちの読書活動が活発になるよう環境整備を行い、読書習慣の定着を図っているものです。

事業内容としては、学校図書館図書標準に達するよう、計画的な図書購入による蔵書の充実、図書司書の配置による読書活動の充実を図っているものです。図書購入費の令和5年度の予算額は、令和4年度と同額の850万円を計上させていただいております。各校への配分額につきましては、こちらの令和5年度算出根拠案により、令和4年度末の蔵書数及び令和5年5月1日基準の学級数で配分を行います。

説明は以上です。

○委員長（上村和男君） 質疑のある方は挙手を願います。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） この項目も例年出していただいているんですが、これは基本的には文科省が、今の状態では令和4年度から令和8年度に向けて学校図書館の図書を充実させるという制度に乗っかっているのか、国が力を入れている部分なんですね。交付税措置をされて、その交付税をどのように使うかは各自治体が判断するんですが、幸いというか、筑紫野市では例年きちんと850万ぐらいの予算をつけていただいています。

その配分なんですが、今、令和4年度末の蔵書数と令和5年5月1日基準の学級数で配分額を算出いたしますとあるんですが、例年、決算のときには各学校の充足数ですね、文科省が決めている図書標準をどれだけ学校が満たしているかということを出していただいている数字にかなりばらつきがある。100%を超えているところもあれば、中学校なんかは特に50ぐらいのところもあったりして、小学校で70ぐらいのところもあるし、ばらばらあるわけで、そういったものとそれぞれ各学校の充足率を考慮して、ここに蔵書数とあるので考慮はされているんだろうなと思うんですが、この配分が全く去年と同じというのが、本当に今の各学校が持っている図書を平等にというか、各学校同じような充足数になるような配分のされ方なのか、もう本当に機械的に単なる数字の分け方だけで、ぱんぱん

ぱんと去年と同じ金額を配分しているのか、その辺がよく見えないんですね。できれば各学校等しくなるような、できるだけ文科省が求めているような充足数になっていくような形で配分されたいなと思うんですが、今回の算出の方法をもう少し詳しく聞かせていただきたいなと思います。

それと、充足数が各学校で異なっているのは例年ずっとそうなので、どの辺の状態で大體各学校同じような状況にしようとしているのかということを知りたいのと、それと、国はこれだけ手当てして、新しい図書を入れなさい、つまりは古い本は廃棄をして新しい情報に入れ替えなさいということを行っているんですけど、廃棄基準はきちんと作成できているのかというところ。

あと、最終的には、学校で整備した学校図書をどのように活用するのかというところで大事になる学校図書司書、これも国が交付税措置されたものを筑紫野は各学校に配置していただいているんだけど、その学校図書司書と学校の先生たちとの連携の取り方、あるいは公立図書館との連携の取り方というのが、いまいかなかなか取れていない。週4日、1日4時間という制限のある中でされているというところで、もう少しこの蔵書を生かすような体制が組めないのかなと思っていますが、その辺どのように考えておられるのかというところです。それだけです。

○委員長（上村和男君） 大分項目が出ましたけども、高木課長が答えてくれるでしょうから。では、お願いいたします。

○学校教育課長（高木美智子君） まず、充足率を出すに当たって目標としているのが学校図書館図書標準ということになるんですけども、その年度の学級数に応じて冊数が決定していくということになります。今、学級数が、特別支援学級もちょっと増えてきているというのがありまして、児童生徒数の規模としてはそれほど大きな変動が各学校あるわけではないですけど、特別支援学級が増えることで、算出の基になる学級数の増の影響が少し大きくて、そこが充足率に影響してくると考えています。

ですので、児童生徒数の規模を見ながら、そこは配分の額にあまり大きな変動がないほうが学校にとっては購入の計画を立てやすいというところもありますので、そういったことで配分を考えています。

それから廃棄ですけども、やはり資料が古くて使えないとか傷みがひどいもの、こういったものを廃棄していったら、廃棄は勝手にしないで、校長の許可を取って廃棄をするということになりますが、廃棄の基準としては全国学校図書館協議会が規定する学校図書館

廃棄基準を準用している形で、記述の古いものとかそういったものを廃棄している状況になっています。

それと学校司書さんと司書教諭の連携ですけれども、司書教諭に限らず、学年単位、個別の単位で学校司書と連携を図りながら、学習活動で効果的に図書が活用できるように取り組んでいるところですが、小学校では図書資料が欲しいときの御相談であるとか各授業での活用の仕方とか、そういったところを連携しながら活用しているところになります。

中学校では、図書室の使い方のオリエンテーションであるとか、その学習に必要な図書の購入の打合せとか、そういったところの連携をしっかりと取っていただきながら活用をしているところになります。

○委員長（上村和男君） それでは、辻本委員もお話しになっていましたが、決算でもきちっとやりましょうというふうにはしていますので。かつて読書運動というか、そういうので学校が研究指定校になっていたところがとても読書が進んだ経験がありまして、何で分かるかという、図書室から借りていく本が多いんです。ですから持って帰るのも多いので、重そうにしてみんな帰ってしまいましたので、そういう点からも、やっぱり読書というのは人を育てる上では大事な要素だというふうになっていますので、ぜひ学校の図書の充実のようなことは大事な事として、今度はまた決算でもやりましょうと申し上げて終わりにしたいと思います。

じゃあ、次へ移ります。

田中委員、どうぞ。

○委員（田中 允君） 今、辻本委員がいろいろ意見言われたけど、令和5年度の算出根拠とあるやない、案が。そして、その下に補足説明してあるけども、これと、今、辻本委員が言うたことと整合性は何かあるとね。これで算出したら問題があるわけ。

要は配分がそれぞれ違うけん、配分のことについて辻本委員が言うたやない、配分金額について。この算出根拠が書いてあるやない。それでこれに問題があるとね。だから、要するに辻本委員が言うのとこの算出基準との整合性はどんなふうにとれとるとね。この話をこのまま見たら、すなわち辻本委員が言ったことにつながっていくわけ、合算していくわけですか。そしたら、ここの説明は、これで算出基準があるから、根拠があるから、これで理解してくださいと言えれば分かるのに。だから、何か意味の分からんかったたい、そこらあたりの関連。せつかくここまで書いてるけんね。

要するに、配分金額とか言いよったやない。配分金額の算出根拠が書いてあるけん、書

いてあるなら、これがおかしいとねと言いよるわけ。整合性と言ったけど、どっちがどのようになっているのか分からんわけよ。これによって合っとるわけ、きちっとしておりますので問題ないですとか、そこら辺りをきちんと答えてください。

○委員長（上村和男君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 先ほど配分額について、前の年と同じだけど、これでいいんですかということだったんですね。それはこういう算出根拠に基づいて算出をしているんですけど、その根底には、やはり先ほど話したような背景があるので、この算出根拠については問題ないと考えています。

○委員（田中 允君） そしたら、何が問題あるわけですか。

○学校教育課長（高木美智子君） 問題はなくて、前の年の配分額と今年度の配分額が同じであるけれども、そこは各学校の充足率を満たしていくような配分になっていますということになります。

○委員（田中 允君） 問題ないわけやろ。

○学校教育課長（高木美智子君） はい。

○委員（田中 允君） ならいいやない。いや、問題があるような感じに受け止めたから。算出根拠に基づいてしておりますと、全額を前年よりも今年増やしましたと。なぜ増やすかというのは分かるけど、配分の額について言われたけんね。もう少しきちんと分かりやすく答えていいんじゃないの。

○委員長（上村和男君） 田中委員、さっきの高木課長も説明がありましたので、それで皆さん大方御理解をいただいているようです。

○委員（田中 允君） もう1回説明して、きちんと。僕が分からん。増額しろと言ったのか、どうしてか分からんたい。

○委員長（上村和男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） いや、課長が言われたのは、生徒数に応じてと。学級数というのが変動する数字の中に一つあるから、今のところ学級数がかなり上下すると。支援学級なんかが入ったりするとね。そのことで標準冊数が変わってくるわけよ。そのことで毎年配分額が変わると、学校のほうが当初購入の計画がちょっと難しくなるんじゃないだろうかということで、配分額は去年と同じようにしていますという説明だったから、私は納得したわけです。

だから、変数が二つあるんですよ、この標準冊数を決める中で。私が問題にしていたの

は、各学校の中で……。充足率というのは文科省が決めた数字があるんだけど、その中に学級数というのがあるわけ。その学級数というのは毎年変わっていくから。例えばクラスに3人増えても1学級増えたりするわけですよ。1学級増えたら、それで冊数が変わる。毎年そんなふうに上下してしまったら充足率も変わっていくので、学校のほうが計画的に本の図書の購入に支障というか、ちょっと計画立てづらいただろうから、去年と今年は同じにしていますということなの。

だから、確かに下に書いてある蔵書数を判断していますでいいんだけど、それにもう一つ、蔵書数以上に学級数が標準冊数に影響しているからという答えだったの。だから私はそれでいいと思っています。

○委員（田中 允君） いいのはいいけど……。

○委員（辻本美恵子君） だから、ここに書いてあるのも間違いじゃないんだけど、現実、運用していく中ではそういう変数もあるからということなの。

○委員（田中 允君） だから運用していく中でさ……。

○委員長（上村和男君） ちょっと待ってください。何かまだ言うんですね。

○委員（田中 允君） 言います。

○委員長（上村和男君） 簡潔にお願いします。

○委員（田中 允君） だから、そこら辺をきちっともう少し、辻本委員が言うたことと特別学級のどうのこうのとか、うちは人数なら人数でしていますとか、分からんから前年度にしたとかじゃなくて、クラス替えして3人増えたけん1学級増えたからとかじゃなくて人数ですれば簡単やない。文科省から来とるなら、それをそれとして人数できちっとしていけば分かるやない。何かかえって分かりにくくしているような気がする。

○委員長（上村和男君） じゃあ、しばらく休憩します。

---

休憩 午後4時03分

再開 午後4時04分

---

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 令和5年度の算出根拠は、令和4年度末の蔵書数、そして令和5年の5月1日基準の学級数で、この算出根拠に基づいて算出をしております。

これで配分をして問題ないと思っています。

○委員長（上村和男君）　じゃあ、次に移ります。

次は113ページ、生徒指導総合推進事業になっています。

じゃあ、説明を願います。高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君）　続いて、113ページです。この事業は、いじめや不登校などの問題に起因する児童生徒が抱える悩みや取り巻く環境などの様々な課題に対し、総合的に解決を図るために人材を配置し、派遣し、問題解決への支援を行っているものです。

事業の内容です。

（1）生徒指導担当指導主事、こちらは2名配置しております。業務は、いじめや不登校などの諸問題の解決を図るため、児童生徒及び保護者の相談対応や各小学校の諸問題に関する対応、支援策などの指導助言を行うものです。学校教育課に配置しておりまして、必要に応じて学校へ出向いています。

次に、（2）適応指導教室指導員で、つくし学級に指導員を2名配置して、不登校児童生徒に対する集団生活適応への援助や学校復帰への支援を行っています。また、指導員に加えて、ヤングアドバイザーとして年間10名程度、大学生に登録をしてもらっています。

次に、（3）登校支援員です。中学校区ブロックに1名ずつ配置して、中学校区ブロックの小中学校が連携した不登校への未然防止への取組や家庭訪問等による不登校傾向の児童生徒の学校復帰に向けた支援指導を行っています。

次に、（4）スクールカウンセラーです。心理の専門家であるスクールカウンセラーが心理検査やカウンセリングなどにより、児童生徒、保護者の抱える心の問題の解決に取り組んでいます。つくし学級における指導員も兼務しています。

最後に（5）スクールソーシャルワーカーです。スクールソーシャルワーカーは、子どもたちの抱えている様々な課題、問題に対して、児童生徒を取り巻く生活環境を含めた視点で関係部署との連携を図りながら課題解決を図るために配置をしているものです。令和5年度予算において、1名から3名に増員して計上させていただいております。

説明は以上です。

○委員長（上村和男君）　説明が終わりました。質疑のある方は。

ないようでしたら、私のほうから。

一番最後のスクールソーシャルワーカーを増員されたことは、議員の皆さんがいつも要

望しているというか、そういう学校や保護者の意見を出してきたことだったので、よくぞ増やしてくれましたと申し上げておきたいと思います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） そしたら、次のところ……。高木課長がお帰りになります。どうもお疲れでした。

次に移りますので、10分間休みます。20分まで休みますから、急いで用を済ましてください。じゃあ休憩します。

—————・—————・—————  
休憩 午後4時08分

再開 午後4時19分  
—————・—————・—————

○委員長（上村和男君） それでは、皆さんおそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

説明に当たってくれる所管の人たちが替わりましたので、長澤部長から紹介をしていただき、1項目ずつ説明をしていただきます。

長澤部長。

○教育部長（長澤龍彦君） 所管課が学校給食課に替わりましたので、出席しております職員が自己紹介いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（上村和男君） 課長。

○学校給食課長（吉開和子君） 学校給食課長の吉開でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○共同調理場担当係長（田中宏一郎君） 学校給食課共同調理場担当係長の田中と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（上村和男君） それでは、114ページよろしくお願いいたします。

吉開課長。

○学校給食課長（吉開和子君） 資料は114ページになります。共同調理場施設維持管理事業、備品購入費の内容について説明いたします。

共同調理場施設維持管理事業の全体の予算額は6,788万4,000円で、うち備品購入費は合計で3,456万5,000円でございます。

事業の目的は、老朽化して不具合の出ている備品の更新を行うことにより、安全で安定

的に学校給食の提供を図るために購入するものでございます。下記に記載しております1番から4番まで、現在設置している備品の老朽化、劣化による更新を予定しているものでございます。

事業の内容でございます。1番の蒸し器更新でございますが、現在使用の機器は昭和58年に購入したもので39年が経過しております。こちらはメーカーの部品の供給が終了しており、次に故障したときは修理ができないため、給食の提供に影響が出ないように更新を予定しているものでございます。

次に2番、フライヤーの更新ですが、フライヤーは調理場に2台あり、2台とも平成9年に購入したものでしたが、既に1台は令和元年度に買換えをさせていただいております。今年度は、更新ができていなかった残りの1台を更新するよう計上させていただいております。購入から25年が経過し、型が古く、メーカーに交換の部品がないことから、更新の予算を計上させていただいているものです。

次に3番、学校用牛乳保冷庫の更新ですが、各小中学校に設置している牛乳保冷庫は、毎年、学校給食課から専門業者に委託して保守点検を実施しております。昨年度の点検結果で、原田小学校の牛乳保冷庫は3台ございますけれども、うち1台に冷媒管の腐食が見られ、修繕での対応ができないため買換えの予算を計上させていただいております。こちらは平成20年設置、15年経過をしております。

次に4番、給食搬送用コンテナです。こちらは共同調理場から各学校へ給食を配送する際に使用するコンテナですが、劣化が進んだものを更新するために1台購入を計画しております。備品の特性や使用頻度などでも劣化の具合が違うため、毎年保守点検をして、不具合があるときはその都度修繕をしながら、また、適切にメンテナンスをしながら、できるだけ長く使用できるように努めております。今後も耐用年数や保守点検の結果を考慮しながら、給食の提供に影響が出ないよう更新の検討をしてみたいと考えております。

なお、備品それぞれの価格につきましては、入札事務に支障がありますので具体的な価格は控えさせていただきますが、現在使用している備品と同等の調理能力や保管能力のものに更新するように考えております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

西村委員。

○委員（西村和子君） 蒸し器など、こんなに長く使えるということがちょっと驚いたんですけれど、蒸し器というのはそんなに複雑な構造ではないのかもしれないと思うんですが、今現在使っていて使用年数の古いものは、あとどんなものがあるのかということと、それから……。まずそれを、すみません、お願いします。

○委員長（上村和男君） 吉開課長。

○学校給食課長（吉開和子君） 数年置きに順次買換えをしておりますが、今、残り古いのは食器洗浄機が1台ちょっと古くはなっておりますが、今のところ保守点検をしながらまだ特に支障なく使えておりますので、保守点検の結果で、もし緊急に必要ながあれば、また検討してまいりたいと考えております。

○委員長（上村和男君） ほかありませんか。

西村委員。

○委員（西村和子君） 食器洗浄機は数年前に1回買い換えたと思うんですけど、幾つかレーンがあって、別なレーンというということだと思っておりますが、もうそれ以上にはないと考えていいですか。

○委員長（上村和男君） 吉開課長。

○学校給食課長（吉開和子君） 食器洗浄機は、おっしゃったように2台ありまして、1台は買換えをさせていただいております。残りの1台が、ちょっとまた古くなっておりますので、今後検討をしていくことになるかと思っております。

あとは、スライサーの刃を替えたりとかしながら今使っておりますが、特にすぐ買い換えをしないといけないものはございません。

○委員長（上村和男君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 事業予算が6,788万4,000円で、そのうちの備品購入は3,400万ですが、残りの3,300万は何に使うんですか。

○委員長（上村和男君） 吉開課長。

○学校給食課長（吉開和子君） こちらが調理場の施設維持管理事業となっておりますが、備品購入費以外に洗剤とか皿とかスプーンなどの消耗品、それから修繕料、それから検査料——水質検査とかいろんなものの検査料、あと保守点検費、警備の委託料、設計委託料や工事費などいろんなものが含まれて、こちらの事業となっておりますので、残りの分は、そちらのほうで支出するようになっております。

○委員長（上村和男君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） できたら、そういうことまで記載していただければ質問せんでも済みますので、よろしくお願いします。

○学校給食課長（吉開和子君） はい。ありがとうございます。

○委員長（上村和男君） 申し訳ありませんでした。これから気をつけます。

それでは、共同調理場はいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） じゃあ、次へ行きます。

じゃあ入替えです。吉開さん、お疲れでした。休憩します。

---

休憩 午後4時27分

再開 午後4時28分

---

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

長澤部長から新しく説明のためにおいでになった職員を紹介していただいて、説明に入ってください。

長澤部長。

○教育部長（長澤龍彦君） 所管課が生涯学習課のほうに替わりました。生涯学習課の榎木課長が、ちょっと諸事情がございまして今日欠席をさせていただきます。生涯学習課の生涯学習・青少年担当係長の野美山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○生涯学習・青少年担当係長（野美山毅士君） 係長の野美山です。よろしくお願いいたします。

○委員長（上村和男君） 115ページ。

じゃあ、野美山係長、よろしくお願いいたします。

○生涯学習・青少年担当係長（野美山毅士君） それでは、資料115ページ、自治公民館設置補助修繕・改修事業予定箇所、内容について説明させていただきます。

事業の目的としましては、社会教育法第42条に規定する公民館類似施設である自治公民館を設置する行政区に対して必要な補助を行い、もって社会教育の振興を図ることを目的としております。

事業の内容としましては、行政区が自治公民館を修繕または改修する場合に、その工事

費について以下の基準で算定し、費用の補助を行います。基準といたしましては、自治公民館竣工後5年を経過したもの、工事費が10万円以上で、その超える額の3分の2以内、300万円を限度として補助するものとなっております。令和5年度予算として計上しておりますのは、以下の表のとおり12件で合計913万8,000円となっております。

説明については以上です。御審議のほど、よろしくお願いいいたします。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 自治公民館は、一応、所管またぐかと思えますけれども、自主避難所としての開設も予定されているところがございます。その中で、筑紫野市のハザードマップの中で耐震性を懸念されている公民館もございますけれども、そういったところの配慮というか、市の考え、今後の耐震に向けてとか、そういったところもちょっと併せて教えていただけたらなと思います。

○委員長（上村和男君） 係長。

○生涯学習・青少年担当係長（野美山毅士君） 自治公民館は、自治組織の主体性をもって行政区において自立的に管理等を行っていただくものと考えておりますので、耐震化につきましても各行政区において対応していただくものと考えております。

なお、耐震化に伴う改修等の必要が生じた場合は、自治公民館設置補助条例に基づき補助することとなっております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 白石委員。

○委員（白石卓也君） 今回12か所の工事なんですけど、この選定基準みたいなものがあつたら教えてもらえますか。

○委員長（上村和男君） 野美山係長。

○生涯学習・青少年担当係長（野美山毅士君） 基本的に現地に出向きまして、工事の必要性とか緊急性等を見た上で判断しているところですが、今回につきましては申請があったもの全てを予算案に計上しております。

以上です。

○委員長（上村和男君） 檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 関連でございます。たくさんの事業、12事業上がっておりますけれども、申請は、令和4年度分の申請がそのまま反映されたという理解でよろしいでしょう

か。

○委員長（上村和男君） 係長。

○生涯学習・青少年担当係長（野美山毅士君） 申請期限を令和4年の6月末までとしておりました、それを令和5年度に実施するという形になっております。

○委員長（上村和男君） 檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 迅速な対応がなされておると理解いたしております。

○委員長（上村和男君） じゃあ、ほかありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） じゃあ、終わります。

次へ移ります。じゃあ、116ページへ移ります。

係長。

○生涯学習・青少年担当係長（野美山毅士君） それでは、デジタルリテラシー向上事業、事業内容について説明させていただきます。

事業予算額としましては250万9,000円となっており、その内訳としましては、報償費、講師謝金として240万1,000円、需用費3万6,000円、役務費5万3,000円、委託料1万9,000円となっております。なお、財源としまして国の情報通信技術講習事業費補助金10分の10、240万1,000円を歳入予算に計上しております。

事業の目的としましては、誰もがデジタル化の恩恵を享受することができるよう、市民のデジタルリテラシーの向上を図ることを目的としております。なお、デジタルリテラシーとは、パソコンやスマホなどのデジタル技術を理解して活用する能力のことを言います。

事業の内容としましては、国の補助を活用し、デジタルスキルを学べる講座を令和4年度よりも拡充して実施するものです。対象者、開催場所、講座内容は御覧のとおりとなっており、受講料は無料です。国の補助率は10分の10となっておりますが、1講座1時間ごとに1万2,610円までが補助の上限となっております。国の補助対象は講師謝金と旅費のみです。

デジタル講座の開催状況ですが、令和4年度はちくしの文化講座事業等で実施しております、合計74回実施。令和5年度は124回実施の見込みとしております。

説明については以上です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（上村和男君） 坂口委員から行きましょう。

○委員（坂口勝彦君） この取組は物すごく心強い取組だと私も思っています。回数を書いているんですけど、これは大体何名ぐらいの方が参加されてあるのかを。

○委員長（上村和男君） 係長。

○生涯学習・青少年担当係長（野美山毅士君） まず、令和4年度につきましては約500人になります。今回、令和5年度、124回としておりますが、目標として国のほうが受講者を100万人目指すということによっておりますので、筑紫野市の人口に当てはめると約900人というところで、1,000人ぐらいを目指して取り組んでいきたいと思っております。

○委員長（上村和男君） よし。なかなか意気高いぞ。ほかありませんか。

赤司祥一委員が手を挙げています。はい、どうぞ。

○委員（赤司祥一君） ありがとうございます。ちょっと二つ聞かせてください。この表の対象者のところ、年齢など問わないとあると思うんですけど、実際、もう本当に幅広く来ている、例えばこの層を狙うという狙いがあるのか、であれば教えていただきたいのと、その層があるのであれば、そこに向けた広報というか、500名を900名に増やしていく中で、本当にちゃんと900名にたどり着けるための広報計画みたいなのがあれば教えてください。

○委員長（上村和男君） 野美山係長。

○生涯学習・青少年担当係長（野美山毅士君） まず、年齢につきまして、国の補助事業でありますけども、年齢問わずとなっておりますので、幅広く子どもから高齢者までとなっております。特にターゲットといいますか、主に高齢者のほうを中心に進めていきたいと思っております。

周知につきましては、多くの方に受講していただきますように、市の広報、ホームページ、SNS、チラシなどで周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（上村和男君） いいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） じゃあ、これで生涯学習課を終わります。

次へ移ります。

ちょっとだけ休憩しますが、入替えだけです。

休憩 午後4時37分

再開 午後4時38分

○委員長（上村和男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一番最後の所管課、文化・スポーツ振興課に入っていただきましたので、長澤部長から皆さんを紹介した上で、1項目ずつ説明を願いたいと思います。

それでは、長澤部長。

○教育部長（長澤龍彦君） 所管課が文化・スポーツ振興課になります。4件の事項、最後ですね。どうぞよろしく申し上げます。

出席しております職員が自己紹介いたします。よろしく申し上げます。

○文化・スポーツ振興課長（松木 勉君） 文化・スポーツ振興課長の松木でございます。よろしくお願いいいたします。

○スポーツ振興担当係長（萩尾浩三君） 失礼します。スポーツ振興担当係長をしております萩尾です。よろしくお願いいいたします。

○文化振興・図書館担当係長（前田大輔君） 文化振興・図書館担当の前田といたします。よろしく申し上げます。

○委員長（上村和男君） それでは、118ページからお願いいいたします。

松木課長。

○文化・スポーツ振興課長（松木 勉君） スポーツ振興担当一般事務事業、スポーツ振興計画策定業務委託料の内容、スケジュールの件でございます。資料は118ページでございます。

スポーツ振興担当一般事務事業の予算額は698万6,000円でございますが、このうち今年度は250万円をスポーツ推進計画策定支援業務委託料として計上しております。

この事業の目的といたしましては、仮称でございますが、筑紫野市スポーツ推進計画の策定支援業務を委託するものでございます。この計画は、本市のスポーツ施設の在り方も含めたスポーツ施策の中長期的な方向性を定めるため、スポーツ基本法第10条に規定される地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画と位置づけ、スポーツに関する個別計画を策定するものでございます。

内容といたしましては、計画策定のために欠かせないと思われまます市民の皆様の御意見を伺うため、運動やスポーツに関する市民意識調査、スポーツ関係団体へのヒアリング、

スポーツ施設の状況把握及び課題分析、スポーツ推進審議会の運営支援、スポーツ推進計画素案の検討などの業務につきまして、策定作業がスムーズに進むよう業務委託を行うものです。

計画策定のスケジュールにつきましては、本予算を御可決いただきましたら、本年9月までに業務委託契約を締結し、受託者と協議の上、10月頃から運動やスポーツに関する市民意識調査を実施し、結果の分析を行いたいと思います。その後、来年2月頃から競技団体などスポーツ関係団体へのヒアリングを実施し、4月以降、スポーツ推進審議会を開催し、素案の検討、取りまとめを行いたいと思います。

素案がまとまりましたら6月頃にパブリックコメントを実施し、最終的に令和6年9月頃に計画の策定が完了できるように進めてまいりたいと思います。

事業費につきましては、令和5年度で250万円を計上しております。

説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 説明ありがとうございます。3点あります。

令和5年10月の市民意識調査はどのような形で行うのかが一つと、あと、令和6年2月のスポーツ関係団体はどのような団体を想定されているのか。あと審議会、条例では12名以内となっていたんですけれども、人選はどのようにして行われるのか、3点お尋ねします。

○委員長（上村和男君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（松木 勉君） まず、1点目の市民意識調査でございますが、方法としましては郵送によるアンケートを想定しております。

内容につきましては、これから委託業者のほうと打合せをいたしますが、スポーツに親しむ環境を、どのような環境を整えば市民の皆様がスポーツに親しんでいただけるかというような内容でアンケートの項目を作成いたしまして、できるだけ多くのサンプル数が確保できるようにアンケート調査を行いたいと思っております。

他市の状況などを見ますと、同種のアンケートの回答率が大体40%ぐらいのようでございますので、その辺りも勘案して、どのぐらいの量のアンケートを出すかというのは今後検討してまいりたいと思います。

2点目でございます。関係団体へのヒアリングでございますが、筑紫野市体育協会の中

に競技団体がございますので、団体の代表の方にお声かけをしたり、あるいは各地域にスポーツ推進委員がいらっしゃいますので、そのスポーツ推進委員の代表、この辺りの方に直接お話を伺えればと考えております。

そして、3点目の審議会の委員でございますが、定数12名以内でございますが、委員の構成としましては、今申し上げましたスポーツ推進委員、それから体育協会、それからスポーツ少年団、小学校、中学校の校長先生、そして各コミュニティに体育部会、体育振興会の方がいらっしゃいますので、その役員の方、そして必要に応じて識見を有する方にも御参加をいただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） 大変ありがとうございます。ちょっと郵送でのアンケートということだったんですけど、今、第七次総合計画とかのまちづくりのウェブアンケートとかをしていると思うんですけど、その辺も考えられたらどうかなと思うのが1点と、団体へのヒアリングの中で体育協会でと言われたんですけど、団体。その中に硬式野球体育協会の方が入っているのかどうか。ちょっと硬式野球で悩まれている方が結構いらっしゃるの、する場所がなくてですね。そこも入っているのかという二つお尋ねします。

○委員長（上村和男君） 松木課長。

○文化・スポーツ振興課長（松木 勉君） アンケートの方法につきましては、ウェブでの実施もできるかというのは今後打合せをして、できるだけ広範に調査ができるようにということで考えておりますので、今後検討していきたいと思えます。

また、硬式野球については筑紫野市の野球協会がございまして、硬式野球をやっている方もおられますので、その方々からの意見も伺いたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 結局、こういうことのコンサルタントって、対象になる会社というか、コンサルタントってたくさんあるんですかね。それと、今、郵送って言ったけどね、普通の……、どういったらいいかな、調査の仕方が郵送と言うけどさ、もう何ていうのかな、ランダムにただじゃ分りにくいじゃないかな、スポーツに関してやけん。どのような方に郵送するのかね。いや、要するに最初は絞ってランダムにやっていくのか、もう市民に一括してぱーっとランダムにやっていくのか、そこらあたりは分からん

けんね。どのような方に郵送するのか、アンケートを取るのか。

○委員長（上村和男君） 松木課長。

○文化・スポーツ振興課長（松木 勉君） まず1点目のコンサルタント業務につきましては、他市の同様の計画を策定しているような業者がございますので、その辺りを考えております。

会社の数は申し訳ございません、何社ぐらいあるかというのは私も把握しておりません。

○委員長（上村和男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） ということは、何か随契になるということですか。

○委員長（上村和男君） 松木課長。

○文化・スポーツ振興課長（松木 勉君） 業者の選定につきましては、価格面もそうなんですけど、やはりできるだけ、何と申しますか、実効性のある計画をつくりたいと思いますので、今の時点では公募型のプロポーザルで業者を選定したいと考えております。

2点目のアンケートの件でございますが、スポーツに携わっている方、携わっていらっしゃらない方、両方の意見を聞こうと思っておりますので、今のところは無作為に抽出をした市民の方にアンケートを取ろうかと思っております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） じゃあ、よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） じゃあ、次へ行きますが、今、審査の途中ではありますが、御承知のとおり、あと10分で時間が超過をいたしますので、ここで委員会の会議時間の延長についてお諮りをいたします。

あらかじめ会議時間の延長を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） 御異議なしと認めます。よって、会議時間を延長することに決しました。なるだけ5時15分までには終わりたいと思っております。

それでは、次の項目、119ページの説明をお願いします。

松木課長。

○文化・スポーツ振興課長（松木 勉君） 続きまして、各種事業、教室開催事業の件でございます。資料は119ページでございます。

各種事業、教室開催事業、チャレンジスポーツ事業業務委託料の内容でございます。各種事業、教室開催事業の予算額は326万8,000円でございます。

この事業では、主にスポーツの楽しさを知り、体を動かすきっかけとなる機会を提供する、日頃の練習の成果を発揮する機会を提供する、また、スポーツを通じ、地域や世代間の交流を図るといった目的で、各種のスポーツレクリエーションイベントを開催しております。

新型コロナウイルスの影響でここ3年間は中止、縮小開催が続いておりますが、今年度は可能な限りコロナ前の規模に戻して各イベントを開催したいと考えております。

今年度は、スポーツレクリエーション講習会、スポーツの専門家による講習会でありまず生涯スポーツセミナー、ニュースポーツの体験会でありますいきいきニュースポーツ広場、そして市民水泳大会、スポレクフェスタ、天拝山ロードレース大会、筑紫野市駅伝大会を実施する予定にしております。

また、今年度はチャレンジスポーツ事業業務委託料として50万円を計上しております。これは、日頃、体を動かすことになじみのない方々にも参加しやすく、また、子どもから高齢者まで幅広い年代の方が交流できて、健康づくりに貢献するようなイベントを開催するために、スポーツイベントの企画・運営を専門とする業者に業務を委託する計画でございます。これまでの既存の事業では、競技大会やスポーツの指導者向けの講習会などは実施しておりましたが、今年度は初心者や運動習慣がない方に、お一人でも参加ができるような企画を実施したいと考えております。

この事業費の内訳といたしましては、指導者、司会者、運営補助員、また、看護師などのスタッフに係る人件費、運営に係る備品代、資料作成費などを予定しております。これにつきましても、御可決賜りましたら業者と打合せをしていきたいと考えております。

開催時期につきましては、他のイベントとの調整も必要となりますので、場合によりましては既存のイベントと組み合わせて開催をし、より多くの方に集まっていただけるような試みも考えております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりました。質疑のある方は。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） ちょっと確認になるかもしれないんですが、障がい児者の方とも楽しめるような内容のイベントになると思っていてよろしいでしょうか。

○委員長（上村和男君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（松木 勉君） 具体的にはこれからなのですが、先ほどの説明にもありましたように、子どもから高齢者の方まで様々な心身の状態の方にも楽しんでいただけるようなイベントにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 西村委員。

○委員（西村和子君） 最後のチャレンジスポーツ事業業務というのは、新しくて何といふかな、おっしゃったように、今まで参加できにくかった人が対象ということで、非常にいい企画じゃないかなと思っております。その中で、やっぱり地域で行われる運動会とか、地域で行われるそういう類いのところが少しマンネリ化しているような気がするんですよ。それで、今、山本委員も言われましたけど、例えば障がい者もできるような新しいスポーツとか器具とかがいろいろ開発されていて、びっくりするような、それ、私がやっても楽しそうねみたいなのいろいろ開発されているみたいなので、そういうところをこの地域で運動会を主催する人たちに紹介するような事業というのは、この中に含まれているのかどうかお尋ねします。

○委員長（上村和男君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（松木 勉君） 今、西村委員がおっしゃった内容でございますが、この事業の中に直接含まれているということはないんですけども、スポーツ推進委員という方が各小学校区にいらっしゃいまして、この方々が自主的に研修をしてニュースポーツ、新しくどなたでも取り組めるようなスポーツを見つけてきて皆さんに広めるように研修をしたり、あるいは今、事業の中で説明しました、いきいきニュースポーツ広場、これが6月18日に吉木小学校で開催したんですが、こちらはニュースポーツといひまして、例えば今モルックという競技がありまして、木片を投げて得点を競うという、今少しはやり始めているスポーツなんですけど、こういうものもニュースポーツ広場で市民の方に体験をしていただいて、そして、それが各地区に広まることで、今マンネリ化等を言われております市民体育祭なども、新しい競技を入れて活性化をしていけるんじゃないかということで、進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） なければ、次に移ります。

120ページ。松木課長。

○文化・スポーツ振興課長（松木 勉君） 指定管理施設維持管理事業、スポーツ施設等運営委託料の内容でございます。資料は120ページでございます。

指定管理施設維持管理事業の予算額は9,288万6,000円でございますが、大部分はスポーツ施設の指定管理者にお支払いする指定管理料でございます。指定管理による維持管理事業の目的は、スポーツ施設の維持管理を指定管理者に行わせ、専門性を生かした効率的な施設運営を行うことでございます。筑紫野市では、平成23年から一般社団法人筑紫野市体育協会を指定管理者に指定しております。

指定管理を行っている施設は、勤労青少年ホーム、農業者トレーニングセンター、筑紫運動広場、御笠運動広場、山家スポーツ公園の5施設でございます。

指定管理の業務は、スポーツ施設、附属設備、備品等の維持管理に関する業務のほか、スポーツ施設等の利用許可、使用料の収受に関すること、スポーツの振興に関する事業の企画及び実施に関することなどでございます。

指定管理料につきましては、1年度当たり8,134万8,000円でございます。

指定管理料の内訳といたしましては、人件費、委託料、光熱水費、修繕料、備品購入費など、指定管理施設の管理運営に充てられております。

次に、施設の修繕に関する費用負担につきましては、教育委員会と指定管理者が締結した筑紫野市スポーツ施設等の管理運営に関する基本協定書に基づき、管理施設の改修、増築、改築及び大規模改修は教育委員会が、おおむね1件当たり30万円未満の簡易な修繕につきましては、指定管理者が実施することとしております。ただし、指定管理者の負担する修繕料の上限額は、1年度当たり200万円としております。

また、備品の購入につきましては、1件当たり10万円未満の備品の購入は指定管理者が行い、1件当たり10万円を超える備品の購入については、教育委員会と協議をすることになっております。

説明については以上でございます。

○委員長（上村和男君） 辻本議員。

○委員（辻本美恵子君） 3点あります。

委託料の内容ですが、まず、このところエネルギーが高騰して光熱水費がかなりかさんできておりますが、この電気代のアップ分、光熱水費のアップ分も反映されているのかど

うか、一つですね。

二つ目に修繕料ですが、30万未満の簡易な修繕の上限200万円で年度内分は十分なのか。これは1年度当たり200万円で決められていて、例えば今年度、本当はやりたいたいんだけど、翌年度に繰り越さないといけないような状況にこの間なっていなかったのかどうか、そういうことも含めてこの200万円が適切な金額に設定されているのかどうかというところでお尋ねします。

三つ目に備品購入ですが、10万未満のところを指定管理者が購入すると。こういった場合、10万を超える備品をリストアップしながら、順番に備品として購入されていくようなところで、この委託料の中できちんと反映できるのかどうか、賄えているのかどうか。それと、10万を超えるものについては教育委員会と協議をするということですが、これまでどれぐらい協議されてきた件数があつて、必要と本当に必要とされているものが十分に手当てされてきたのかどうか。この3点についてお尋ねいたします。

○委員長（上村和男君） 松木課長。

○文化・スポーツ振興課長（松木 勉君） まず、1点目のエネルギーの高騰などによりまず指定管理料への反映でございますが、今の指定管理料が令和3年3月議会で御可決をいただきました債務負担行為の金額で5年間進んでおりまして、それ以降、エネルギーの高騰がございましたが、指定管理者から指定管理料の不足に対する申出というのはございませんでしたので、反映しているかということであれば反映をしていないこととなります。

ただ、指定管理料がもし不足する場合の対応についてでございますが、指定管理者と締結しております基本協定書の中で、指定管理者の責めによらず、指定管理料が不相当と認める場合には変更を申し出ることができるという条項も定めておりますので、もしこれから社会情勢の変化で指定管理料では維持管理が難しいということになった場合は、ここで協議をする機会があることになっております。

2点目の修繕料の件でございますが、指定管理者のほうから修繕が必要な箇所について相談がありましたら、協定書のとおり30万円未満については御対応いただくんですが、同じ指定管理業務の維持管理事業の中で今年度も170万円、修繕料を組んでおりまして、もし指定管理者のほうで修繕をしたい金額200万円を超えた場合は、予算化をしている修繕料のほうでも対応できるようにはしております。

最後に備品の件でございますが、申し訳ございません、どのぐらいの件数の協議があつ

たかというのはちょっと今持ち合わせておりませんが、具体的な例で申し上げますと、令和2年度に、トレーニングルームが農業者トレーニングセンターにございまして、ここの一部の機器が古くなっているということで指定管理者から協議がございましたので、予算化をしてトレッドミル、何といたしますか、ランニングマシンといたしますか、新しく購入したということがございますので、今後、同様の事例がございましたら、教育委員会と指定管理者のほうで定期的に打合せをやっておりますので、その中で御相談をいただくということになると思います。

以上でございます。

○委員長（上村和男君） 八尋委員。

○委員（八尋一男君） 辻本委員からは備品の購入の10万円を超えるものということで質問あっていましたけど、例えば10万円未満のもの、農トレで今物すごく夏場は暑いんですが、扇風機を何とかありませんかと市民の方は言ってあります。そもそもそういう体育施設にそういう環境がないのかというのがまずは疑問に思うことが一つです。

それから、そういう扇風機を買ってくださいねという場合は、これはスポーツ団体の人が直接、指定管理者に要望をするんですかね。その辺のあたり、手続の方法がありましたら教えてください。

○委員長（上村和男君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（松木 勉君） 農業者トレーニングセンターの扇風機の件ですが、確かに今、備品として配置しているものはございません。ですが、昨今の熱中症の対策、それから新型コロナウイルスの感染防止のために、やはり必要な備品ということは教育委員会でも考えておりまして、これは指定管理者と協議をして、購入は検討してまいりたいと今考えております。

それと、必要な備品についての要望でございますが、残念ながら全ての団体が要求する備品を全て取りそろえるというのは難しゅうございますが、指定管理者が利用団体、体育協会というのは競技団体で構成をされているということもありまして、指定管理業務を離れたところでも競技団体とのコミュニケーションというのは取っておりますので、その中で要望が多くて、やはり必要と認めるものがあれば、指定管理者から購入をしていただいたり、教育委員会と協議をするという方法になると思います。

以上でございます。

○委員（八尋一男君） ありがとうございます。

○委員長（上村和男君） ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） それじゃあ、次の項目に移ります。

121ページ。松木課長。

○文化・スポーツ振興課長（松木 勉君） 中学校ナイター施設運営事業の工事内容の件でございます。資料は121ページでございます。

中学校ナイター施設運営事業の予算額は5,618万7,000円でございますが、大部分は筑紫野中学校のナイター設備のLED化に伴う工事費でございます。中学校ナイター施設運営事業の目的は、ナイター照明設備のある筑紫野中学校及び筑山中学校のグラウンドを19時から22時まで開放し、市民の皆様に夜間のスポーツ活動の場所を提供することで、生涯スポーツの推進を図るものでございます。

本予算で提案をしております筑紫野中学校のナイター設備のLED改修工事につきましては、ナイター照明設備5基をメタルハイドランプからLED照明に交換し、照明架台も交換するものでございます。また、コンクリートの支柱も設置から27年が経過しておりますので、電気設備と併せて更新をいたします。

工事費は、設計業務委託料として453万3,000円、単独工事費として5,036万6,000円を計上しております。また、財源といたしましては、スポーツ振興くじの助成金2,000万円を見込んでおります。

この工事による節電の効果につきましては、これから具体的な設計を行いますので、あくまでも理論上ということにはなりますが、現在、筑紫野中学校のナイター照明に使われている1,000ワットのメタルハイドランプを267ワット相当のLED照明に交換することになりますので、消費電力、電気代、CO<sub>2</sub>の排出量などは、およそ70%ぐらいは削減できる効果が期待できるものと考えております。

説明は以上でございます。

○委員長（上村和男君） 質疑のある方は。

八尋委員。

○委員（八尋一男君） すいません、筑紫野中学校はそれでいいんですが、筑山中学校はどうなるんですかね。

○委員長（上村和男君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（松木 勉君） 筑山中学校のナイター設備でございますが、

こちらは支柱の劣化が進んでおりませんので、このような工事は行わないのですが、公共施設のLED化リース事業というものが今回出ていると思いますが、その中で所管企画政策課と協議をしながら、筑山中学校のほうもLEDが導入できるように検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員（八尋一男君） ありがとうございます。

○委員長（上村和男君） ほかありませんか。

田中委員。

○委員（田中 允君） すいません、これ、御笠グラウンドは直接関係あるのかな。御笠グラウンドは。照明あたり。

○委員長（上村和男君） 松木課長。

○文化・スポーツ振興課長（松木 勉君） 今回の工事は、御笠グラウンドは関係はございません。

○委員長（上村和男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 御笠グラウンドがね、何か聞くところによるとナイターが使えないから困っているという話聞いたことがね。さっきの硬球の話じゃないけどさ、野球の話じゃないけど、あそこは硬球ができるんじゃないかな、多分、御笠グラウンドはね。だから、そこらあたり何か、どうなっているのかちょっと分からないからね。ナイター設備自体がもう駄目なのか、どういうふうな……。使えないのかね、そこらあたりはちょっと教えていただければと思って。すいません。

○委員長（上村和男君） 松木課長。

○文化・スポーツ振興課長（松木 勉君） 御笠グラウンドにつきましては、ナイター照明というものは設置はしておりませんので、そうですね、日が暮れるまで利用するということになると思います。

○委員（田中 允君） 御笠グラウンドに代わる何かなかったかな、グラウンド。もう一つ。（「御笠グラウンドは……」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村和男君） もうそこで勝手にやらない。質疑をするなら質疑をする、終わるなら終わるというふうにします。まだ質疑があるんでしょう、田中委員がね。

○委員（田中 允君） はい。

○委員長（上村和男君） もう1回だけどうぞ。

○委員（田中 允君） 御笠グラウンドは野球場できるんだけど、ナイター設備ない。近所にナイター設備ある施設ないかな。ないなら、もう、ちょっとここで終わり。

○委員長（上村和男君） 松木課長。ないならないと。

○文化・スポーツ振興課長（松木 勉君） はい。ございませんが、山家スポーツ公園にナイター照明がございます。

○委員（田中 允君） 山家スポーツは、これされんけん。

○委員長（上村和男君） じゃあ、質疑をこれで終わります。

今日の予算審査常任委員会は、これにて散会にいたします。

あしたは9時からですから、皆さん、よろしく願いいたします。

それでは、これで散会といたします。ありがとうございました。

---

散会 午後5時09分